

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和 4 年 6 月

サレジオ工業高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（複数チェック■可）と記載のある項目は、該当する箇所に、それぞれチェックを入れること。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、当該ページを印刷した資料（該当資料名、資料番号を記入）及びそのURLを欄中に貼付すること。
なお、観点4-1-④はURLのみ、観点4-3-①は別紙様式のみとすることも可とする。

◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。
（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）
記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。
また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・根拠資料のみでは、内容が伝わりにくい場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄もしくは根拠資料内に簡単な補足説明を加えること。
- ・関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	サレジオ工業高等専門学校
2. 所在地	東京都町田市小山ヶ丘4-6-8
3. 学科等の構成	準学士課程： デザイン学科 電気工学科 機械電子工学科 情報工学科 専攻科課程： 生産システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：生産システム工学専攻 ） J A B E E 認定プログラム（専攻名：生産システム工学専攻 ） その他（ ）
5. 学生数及び教員数 (評価実施年度の5月1日現在)	学生数：831人 教員数：専任教員52人（一般科目 19名 専門科目 33名） 助手数：0人
(2)特徴	
(1)沿革 本校は、ローマカトリック教会において青少年教育を目的として事業を始めた聖人ヨハネ・ボスコ（伊1815-1889）によって創設されたサレジオ修道会が、全世界に展開している4,100余校の1つとして、1935年同会チマッティ神父らによって東京育英工芸学校として設立された。 以来幾多の変遷を経て、1963年に育英高等専門学校を開設し、印刷工学科、電気工学科、工業意匠学科を設置した。1967年工業意匠学科を工業デザイン学科と改称、1975年校名を育英工業高等専門学校と改称、印刷工学科をグラフィック工学科に、英語名をIkuei Technical College からSalesian Polytechnicと改称した。1990年電子工学科、情報工学科を新設し5学科各1学級体制とした。1995年から1、2年次の混成学級編成を開始した。1997年グラフィック工学科をビジュアル情報工学科、工業デザイン学科をデザイン工学科に名称変更、2001年専攻科生産システム工学専攻を開設した。2005年校地を東京杉並から町田に移転、校名をサレジオ工業高等専門学校と改称し、デザイン工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科の4学科編成となる。2008年電子工学科を機械電子工学科に、2009年デザイン工学科をデザイン学科に名称変更した。 (2)建学の精神 カトリックの教育精神及び設立母体であるカトリック・サレジオ修道会の創立者ヨハネ・ボスコの教育理念に基づく学校教育を行い、社会に有為な人材を育成する。 （学校法人育英学院寄附行為第3条から抜粋）	

(3)建学の精神の解説

創立者ヨハネ・ボスコの精神に基づき、彼らが善き社会人になるために、キリスト教精神に基づいた人間教育を目標とする。キリスト教精神とは、忍耐、寛容、ゆるし、謙遜、誠実(Ⅰコリント 13章)を意味する。さらに本校で学び、習得した技術を通して人類社会に貢献できる人間を育て、聖書のことばにある「地の塩」(マタイ 5章)に象徴される、それぞれが習得した能力や与えられた立場を生かして、社会を支える技術者になることを勧める。キリスト教の世界観と全世界に 4,100 余の姉妹校を持つ本校は、その連携を通して、人類社会という世界に開かれた視野を持つ実践的技術者を育成する。さらにヨハネ・ボスコが大切にした、「予防教育法実践」にもとづく、常に教えられる者とともに、彼らの目線でものごとを捉え、ともに歩む姿勢「アシステンツァ」という教育手法を実践する。

(4)校是

校是 1 神は愛なり Loving Kindness

校是 2 技術は人なり Human Technology

校是 3 真理は道なり Living Truth

(5)校是の解説

校是1

神は永遠の愛によって、私たち一人ひとりの存在を計画し、創造されました。そして今も、深い愛をもって私たちを見守り導いておられます。私たちは、一人ひとりかけがえのない大事な存在なのです。そして、この私たちは、深い人生の生きがいを見出すことができるのです。

校是2

私たちのこの大きな使命は、特に、高度の技術を身につけることによって実現されます。技術は、それを使う人の人柄によって、良くなり悪くなるのである。私たちが技術を学ぶのは、決して戦争や公害をもたらすためではない。私たちは、この技術によって、一人でも多くの人に、幸せをもたらしたい。技術を通して、日本の人々、アジアの人々、世界の人々を幸せにして行く、そういう愛情の豊かな人になりたいと思います。

校是3

技術によって人を愛するために、技術を生かす豊かな教養を身につけたい。学校は真理の学び舎です。そして真理は、それを謙虚に求める人にとって、無限に深く豊かな、人生の道程なのです。教師も学生も共に頭をさげて、助け合い、励まし合って、真理の道を歩んで行きたいものです。

(6)教育理念

- 校是1 「神は愛なり Loving Kindness」より
カトリック・ミッションによるキリスト教の精神に基づく教育
- 校是2 「技術は人なり Human Technology」より
教養と専門を基盤とする総合的人格陶冶に基づく技術者教育
- 校是3 「真理は道なり Living Truth」より
理論と実践を両輪に創造性と探究心あふれる人間教育

(7)教育目的

本校は学校教育法により、深く専門の学芸を教授し、高度の工業専門教育を施し、カトリック・サレジオ修道会の教育理念に基づいて国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養い、個性の確立伸長に努めることを目的とする。(学則第1条)

(8)教育指針

学校目的の達成のために次の3つの教育方針を定める。

1. 社会性豊かな、創造性に富んだ、チャレンジ精神溢れる個性に伸ばす（人間性）
2. 深く専門の学芸を教授し高度の工業専門教育を行う（専門性）
3. 国際社会で活躍できる有為な人材を育成する（国際性）

(9)特色ある教育

本校の理念から「神は愛なり」の実践として世界に開かれた視野をもつ人間を育てたいと考え、低学年の異文化交流、語学研修、高学年の海外研修旅行、欧州視察、海外ボランティア活動などを通じて学生に国際交流の機会を多く提供している。「技術は人なり」の実践として特に倫理教育に力を入れ、1年次に教える「倫理」、現代社会に必須の「情報倫理」、4年次の「倫理」、5年次の「技術者倫理」と4科目6単位を配している。また低学年の指導に配慮して混成学級編成やそれを担当するプレテック制度など様々な局面で「モノづくり」の前提として「ヒトづくり」を心がけている。正規授業及び課外授業の中でより高度な問題解決型課題にチャレンジすることでチームによる開発作業や研究発表を経て机上の理屈だけではない実践的、専門的技術者を養成している。

II 目的

1. 本校の目的

本校は学校教育法により、深く専門の学芸を教授し、高度の工業専門教育を施し、カトリック・サレジオ修道会の教育理念に基づいて国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養い、個性の確立伸長に努めることを目的とする。(学則第1条)

2. 準学士課程各学科の目的

2-1 デザイン学科の目的

本学科は、早期教育によって幅広くデザイン能力を磨き、高度な専門性、国際性、人間性をもつ、善きデザイナーを養成することを目的とする。
(デザイン学科規程第2条)

2-2 電気工学科の目的

本学科は、電気工学の基礎知識及び技能と技術を修得し、それらを実践的な課題に応用できる技術者を養成することを目的とする。
(電気工学科規程第2条)

2-3 機械電子工学科の目的

本学科は、電子工学分野と機械工学分野を教授し、機械・電子複合技術を意識した技術者育成を行い、人間性、創造力、コミュニケーション力を有した技術者の養成を目的とする。
(機械電子工学科規程第2条)

2-4 情報工学科の目的

問題を発見し、情報技術(ICT)を効果的に使用して解決する。これからの社会ではこれは極めて重要である。本学科はこのような認識のもと、情報工学を中心とした基礎工学を教育することにより、社会が要求する情報技術の素養をもつ人材を養成することを目的とする。
(情報工学科規程第2条)

3. 専攻科の目的

専攻科は、高等専門学校等の高等教育機関において基礎的かつ実践的教育を受けた者に対し、さらに専門的な分野について精深な教授を行い、自ら新しい分野を開拓できる能力を有する、実践力のある開発型技術者を養成することを目的とする。（学則第37条）

4. 研究活動の目的

本校では教職員が自らの研究を通して教育の質を向上させること、また、研究の成果をもって社会に貢献することを研究活動の目的として掲げている。
（研究活動の方針）

5. 研究活動支援の目的

「研究活動に関する目的」を本校の教職員が達成するために支援することを「研究活動支援の目的」として掲げている。
（教育活動支援の方針）

Ⅲ 基準ごとの自己評価等

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点			
【重点評価項目】			
1－1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。			
【重点評価項目】			
観点 1－1－① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。			
【留意点】			
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。 （改善への取組については1－1－④で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規程を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。			
関係法令 （法）第109条 （施）第166条 （設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ■ 定めている	◇実施の方針が明示されている規程等		
	資料1-1-1-(1)-01_自己点検・評価の基本方針		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ■ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
	資料1-1-1-(2)-01_自己点検・評価の基本方針	3.自己点検・評価の実施体制および項目、4.実施方法について、別表1、別表2	
	資料1-1-1-(2)-02_自己点検・評価委員会規程	第3条	
	資料1-1-1-(2)-03_教育運営会議規程	第3条（審議事項）	
	資料1-1-1-(2)-04_教育部門の内部質保証について	P3「2.構成要素」、P5「4.活動」、P7「図1」	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ■ 設定している	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
	資料1-1-1-(3)-01_自己点検・評価の基本方針		

【重点評価項目】

観点 1－1－② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。

【留意点】

○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。
自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。

○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する機構の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。
※「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1－1－①の留意点の再掲。）

○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1－1－①(3)と関連。）

関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ■ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-01_収集・蓄積状況がわかる資料		
	◇担当組織、責任体制がわかる資料		
	資料1-1-2-(1)-02_自己点検・評価の基本方針		
(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。 ■ 実施している	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）		
	資料1-1-2-(2)-01_自己点検・評価の基本方針	4.自己点検・評価の実施時期	
	資料1-1-2-(2)-02_自己点検・評価が何年ごとに実施されるかがわかる資料		
	資料1-1-2-(2)-03_実施状況がわかる資料(HPの写し)		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。		
	自己点検・評価の基本方針に基づいて、機関別認証評価の受審から次回実施までに2回実施することになっている。このうち1回は外部評価のために実施することになっており、3～4年に1回の頻度となる予定であり、頻度は適切であると判断している。しかし、今回は基本方針の制定が遅れたため、2020年度・2021年度の自己点検・評価となり、頻度としては短すぎると判断している。また、自己点検・評価報告書からデータや資料に基づいて点検・評価がされていることがわかる。		

(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料		
	資料1-1-2-(2)-03_実施状況がわかる資料(HPの写し)		再掲

【重点評価項目】
観点1－1－③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。

【留意点】
○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。
○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。
○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（複数チェック■可） ■ 教員 ■ 職員 ■ 卒業（修了）時の学生 ■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 ■ 保護者 ■ 就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
	資料1-1-3-(1)-01_教職員から意見聴取をしていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-02_在校生から意見聴取をしていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-03_卒業(修了)時の学生から意見聴取をしていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-04_卒業(修了)生から意見聴取をしていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(1)-05_保護者から意見聴取をしていることがわかる資料	年2回公開授業をしており、その際来校した保護者より意見聴収をしている。また、クラス単位で開催される保護者懇談会でも保護者から出た意見は報告書として集められている。	
	資料1-1-3-(1)-06_就職・進学先関係者から意見聴取をしていることがわかる資料		
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-07_自己点検・評価結果報告書の該当箇所		

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（複数チェック■可） 【在学生の意見聴取】 ■ 学習環境に関する評価	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(2)-01_在学生の意見(学習環境)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		

■ 学生による授業評価 □ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） ■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価） □ その他 【卒業（修了）時の意見聴取】 ■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価 □ その他 【卒業（修了）後の意見聴取】 ■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価 ■ 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 □ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ■ 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） □ 設置計画履行状況調査 □ その他	資料1-1-3-(2)-02_在学生の意見(授業評価)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-03_在学生の意見(満足度)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-04_卒業(修了)時の意見(達成度)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-05_卒業(修了)時の意見(満足度)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-06_卒業(修了)後の意見(学習成果の効果)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-07_就職・進学先による卒業(修了)生の意見(学習成果の効果)を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-08_外部有識者の検証を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	資料1-1-3-(2)-09_第三者評価結果を踏まえ点検・評価されていることがわかる資料		
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】 観点1－1－④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。 【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1－1－①－(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、ＪＡＢＥＥ（日本技術者教育認定機構）によるＪＡＢＥＥ認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事録、活動記録等）		
	資料1-1-4-(1)-01_自己点検・評価の基本方針	6. 自己点検・評価に基づく改善	
	資料1-1-4-(1)-02_教育部門の内部質保証について	P3 「2.構成要素」、P5 「4.活動」、P.7 「図1」、P.8 「図2」	
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-01_前回の指摘事項と対応がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-02_前回の指摘事項1の対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-03_前回の指摘事項2の対応状況がわかる資料	一般科目と専門科目の連携は教務部会にて議論されるようになった。一般科目担当者と専門科目担当者の情報共有等が行われた教務部会の議事録を添付する。	
	資料1-1-4-(2)-04_前回の指摘事項8の対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-05_前回の指摘事項5・6の対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-06_前回の指摘事項7・9・10・11の対応状況がわかる資料		
	資料1-1-4-(2)-07_前回の指摘事項3・4の対応状況がわかる資料1		
	資料1-1-4-(2)-08_前回の指摘事項3・4の対応状況がわかる資料2(非公表)		
(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01_2021年度外部評価の指摘事項がわかる資料		
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-02_2021年度外部評価の指摘事項の取り組みがわかる資料		

1－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			
評価の視点			
1－2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。			
（準学士課程）			
観点1－2－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。			
関係法令（法）第117条（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ■ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01_準学士課程ディプロマ・ポリシー(2019年度入学以前)		
	資料1-2-1-(1)-02_準学士課程ディプロマ・ポリシー(2020年度入学以降)		

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している																																	
(3)卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している																																	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。																																
観点1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同6ページのカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。 関係法令 （施）第165条の2 （設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会） 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する <table><thead><tr><th>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</th><th>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</th><th>備考</th><th>再掲</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他 </td><td>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>資料1-2-2-(1)-01_準学士課程カリキュラム・ポリシー</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している </td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）			資料1-2-2-(1)-01_準学士課程カリキュラム・ポリシー												(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している				◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。					
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲																														
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている □ 学科ごとに定めている □ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）																																
	資料1-2-2-(1)-01_準学士課程カリキュラム・ポリシー																																
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している																																	
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。																																

(3)教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点１－２－③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】
○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年３月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの３ページ上段の基本的な考え方や、同５ページ中段の三つのポリシー相互の関係、同６ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。
○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。
なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の３要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。
○ 「学力の３要素」とは、１知識・技能、２思考力・判断力・表現力等の能力、３主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。

関係法令 （法）第57条、第118条（施）第165条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年３月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 準学士課程全体として定めている ☐ 学科ごとに定めている ☐ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-3-(1)-01_準学士課程アドミッション・ポリシー		
(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			

(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
（専攻科課程） 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。 【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。			
関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01_専攻科課程ディプロマ・ポリシー		
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条第7項、第17条の2

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている ☐ 専攻ごとに定めている ☐ その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01_専攻科課程カリキュラム・ポリシー		
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ■ 整合性を有している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（複数チェック■可） ■ どのような教育課程を編成するかを示している ■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。

関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2、第177条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

16

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（複数チェック■可） ■ 専攻科課程全体として定めている □ 専攻ごとに定めている □ その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-2-6-(1)-01_専攻科課程アドミッション・ポリシー		
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■ 目的・方針等を踏まえて策定している			
(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■ 明示している			
(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■ 明示している			
(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の３要素」に係る内容が含まれているか。 ■ 含まれている			
	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
1－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
1－3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。			
観点1－3－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。			
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。			

関係法令（法）第109条（施）第166条（設）第2条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規程等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）		
	資料1-3-1-(1)-01_三つの方針の点検・見直しを行う体制がわかる資料	「自己点検・評価の基本方針」2章、別表2、「教育部門の教学活動の内部質保証について」4章、図1、「教育運営会議規程」3条	
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01_ディプロマ・ポリシーの見直し実績	2020年度入学性から適用するディプロマ・ポリシー	
	資料1-3-1-(2)-02_ディプロマ・ポリシーの見直しが検討されていたことがわかる資料	教育システム委員会（現 教育運営会議）2018.11.05第6回委員会において検討された資料 「4-2.ディプロマ・ポリシー（DP）の再編」参照	
1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
基準 1			
優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
専攻科課程のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの対応をより明確にする必要がある。			

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点			
2－1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。			
観点 2－1－① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。			
関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	資料2-1-1-(1)-01_学則	学則第 1 条（本校の目的）	
	資料2-1-1-(1)-02_卒業の認定に関する方針	本校ウェブサイト（準学士課程）	
	資料2-1-1-(1)-03_デザイン学科規程		
	資料2-1-1-(1)-04_電気工学科規程		
	資料2-1-1-(1)-05_機械電子工学科規程		
	資料2-1-1-(1)-06_情報工学科規程		
	資料2-1-1-(1)-07_沿革	学科の改編がわかる資料	
	本校は学則第 1 条に示された目的に基づいて準学士課程の卒業の認定に関する方針を定めている。また、「社会の有為な形成者」に関して、その時代の要請に応じて学科を改編しており、現在のデザイン学科・電気工学科・機械電子工学科・情報工学科の学科構成は、学校の目的および卒業の認定に関する方針と整合性がとれた構成となっている。		
観点 2－1－② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。			
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。			
関係法令 (法)第119条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則	学則第8章 専攻科	再掲
	資料2-1-1-(1)-02_卒業の認定に関する方針		再掲

	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。		
	本校の専攻科は、準学士課程の3学科（電気工学科・機械電子工学科・情報工学科）を統合した生産システム工学専攻の1専攻で構成されている。準学士課程で学修した工学分野に加え、他の工学分野を学修できるようになっており、専攻科の目的および修了の認定に関する方針と整合性がとれた構成となっている。		
観点2－1－③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図		
	資料2-1-3-(1)-02_学校運営会議規則(AMC)		
	資料2-1-3-(1)-03_教育運営会議規程(EMC)		
	資料2-1-3-(1)-04_教務部会会議規程	教務主事のもと教務主事補、各部署(準学士課程・専攻科)の教務担当者、教務学生課教務係による教育支援業務について審議する部会である。学校運営会議にて周知及び承認が必要な案件については学校運営会議に上程する。	
	資料2-1-3-(1)-05_学生部会会議規程	学生主事のもと学生主事補、各部署(準学士課程・専攻科)の学生部担当者、教務学生課学生係による学生支援業務について審議する部会である。学校運営会議にて周知及び承認が必要な案件については学校運営会議に上程する。	
	資料2-1-3-(1)-06_募集委員会規程	入試本部長または募集統括長のもと準学士課程の各学科長（募集委員）による募集活動全般に関する案件について審議する委員会である。	
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(1)-07_学校運営会議議事録(AMC)(非公表)		
	資料2-1-3-(1)-08_教育運営会議議事録(EMC)(非公表)		
	資料2-1-3-(1)-09_教務部会議事録(非公表)	教務部会議事録に加え教務主事団会議の議事録もまとめてある。	
	資料2-1-3-(1)-10_学生部会議録(非公表)		
	資料2-1-3-(1)-11_募集委員会議事録(非公表)		
2－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点			
2－2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2－2－① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。			
【留意点】			
○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。			
○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。			
○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式2－1】高等専門学校現況表		
	様式2-1_高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ■ 確保している			
	様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■ 担当が適切である	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
	様式2-3_担当教員一覧表		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（複数チェック■可） ■ 博士の学位 ■ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ■ 技術資格 ■ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） □ 海外経験	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。		
	様式2-3_担当教員一覧表	ネイティブスピーカー該当者は様式2-3 担当教員一覧に明記。	再掲
	資料2-2-1-(5)-01_専任教員教員免許教育士取得者	教員免許は全教員の45.2%が取得している。教育士（工学）取得者は5名となっている。	

□ その他			
	学科の目的を達成するために、電気工学科・機械電子工学科・情報工学科では専任教員の博士の学位取得率がそれぞれ75%、62.5%、62.5%であり、半数以上の教員が博士の学位を有している。また、デザイン学科では学科の目的に照らして、実務経験者を多く配置し、授業担当者の約70%が実務経験者である。また、語学（英語）担当教員として、ネイティブスピーカーを積極的に採用しており、技術資格を有する教員も適切に配置している。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2－2－② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
（例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する。根拠理由：専攻科の授業担当教員26名のうち21名が博士の学位を有しており、実務経験者や技術士の資格を有する教員も授業を担当しており、専門性の高い授業を実施している。また、本校専攻科は大学評価・学位授与機構の審査を5年ごとに受けており、審査に合格した教員のみが授業を担当することから適切な専門分野の教員が授業を担当している。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【様式2－3】担当教員一覧表等		
（リストから選択してください）			
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。			
（リストから選択してください）			
	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		
（リストから選択してください）			

観点 2－2－③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第6条第6項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4－3－①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。）		
	資料2-2-3-(1)-01_修学上の情報等	本校ウェブサイト 情報公開（修学上の情報等） 8 ページ	
	資料2-2-3-(1)-02_研究ポータルサイト		
	資料2-2-3-(1)-03_専任教員採用手続きに関する通知		
	◆配慮の取組について、資料を基に記述する。		
	専任教員採用の際には学科の年齢構成に偏りが生じないように該当学科長にヒアリングを行い、公募する職位（助教・講師・準教授・教授）を決めるなど配慮している。		
(2) (1)以外に配慮している措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(2)-01_教員任用規程		
	資料2-2-3-(2)-02_教員公募要項	採用の際には研究業績だけではなく、教育歴や実務経験なども考慮している。また任用規定においても、社団法人日本工学教育協会が認定する教育士の資格を講師以上の資格として採用することにより、教育経験について配慮している。	
	資料2-2-3-(2)-03_教育歴・実務経験書式		
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。（複数チェック■可）	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	資料2-2-3-(3)-01_教職員大学院修学貸付取扱規程	令和3年度についての実績はありません。	
	資料2-2-3-(2)-02_教員公募要項	採用の際には研究業績だけではなく、教育歴や実務経験なども考慮している。また任用規定においても、社団法人日本工学教育協会が認定する教育士の資格を講師以上の資格として採用することにより、教育経験について配慮している。	再掲
	資料2-2-3-(3)-02_教職員表彰規程	令和3年度についての実績はありません。	

■ 校長裁量経費等の予算配分 ■ ゆとりの時間確保策の導入 □ サバティカル制度の導入 □ 他の教育機関との人事交流 □ その他	資料2-2-3-(3)-03_研究規程	校長裁量費とは別に研究委員会に課題研究費予算を計上している。(第2章 課題研究費) これは科学研究費やその他の外部資金の取得を目指している専任教職員に重点的に研究費配分をすることにより、研究教育活動の活性化を図ることを目的としている。	
	資料2-2-3-(3)-04_就業規則運用内規(非公表)	2022年度「就業規則運用内規」2ページ第9条に明記。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
2－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
評価の視点			
2－3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2－3－① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01_評価実施内規(非公表)		
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01_評価実施内規(非公表)		再掲

(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(2)-01_業績一覧表	教育・研究・校務の評価を取り入れた業績一覧表となっている。	
	資料2-3-1-(2)-02_人物評価一覧表		
	資料2-3-1-(2)-03_個人活動報告書		
	資料2-3-1-(2)-04_管理職研修会実施要項		
	資料2-3-1-(2)-05_3 評価スケジュール(非公表)		
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（複数チェック■可） ■ 給与における措置 □ 研究費配分における措置 □ 教員組織の見直し □ 表彰 ■ その他			
	資料2-3-1-(1)-01_評価実施内規(非公表)		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	3 評価のうち、「業績評価」及び「人物評価」は昇任の際のデータとして用いられている。		
	資料2-3-1-(3)-01_昇任候補者一覧書式		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 教育・研究・校務を取り入れた業績一覧表、教員としての人物評価（行動考課）及び目標管理制度に基づく個人活動報価の3つで総合的な評価を行っている。3評価のうち「目標管理」は翌年度の賞与に反映され、「業績評価」「人物評価」「個人活動評価」は翌年度の基本給に反映される。		
(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料2-3-1-(4)-01_授業アンケート実施依頼文書		
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-02_授業アンケートサンプル		
	資料2-3-1-(4)-03_アンケート結果に基づく面談記録(非公開)		
観点2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。			
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。			
関係法令 (設)第11～14条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。）		

■ 定めている	資料2-2-3-(2)-01_教員任用規程		再掲
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（複数チェック■可） ■ 模擬授業の実施 ■ 教育歴の確認 ■ 実務経験の確認 □ 海外経験の確認 □ 国際的な活動実績の確認 □ その他	◇実施・確認していることがわかる資料		
	資料2-3-2-(2)-01_採用活動許可報告		
	資料2-2-3-(2)-02_教員公募要項		再掲
	資料2-3-2-(2)-02_教員公募状況(国語)		
	資料2-3-2-(2)-03_AMC審議資料		
	資料2-2-3-(2)-03_教育歴・実務経験書式		再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料2-3-2-(3)-01_教員任用規程実施細則		
	資料2-3-1-(3)-01_昇任候補者一覧書式		再掲
	資料2-3-2-(3)-02_5年間の昇任・採用状況		
	教員の採用については、資料2-3-②-(2)に示す通り、模擬授業、教育歴、実務経験なども含めて総合的に評価し、採用を決定している。また、教員の昇格については、教育研究活動、学校運営での役割業務、業績評価および人物評価を数値化して行われている。この結果、どのような業務に従事していても均等に昇任の機会がある。		
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■ 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料		
	資料2-3-2-(4)-01_非常勤講師任用要項		
	資料2-3-2-(4)-02_採用非常勤講師公募条件	JREC-IN Portalへの公募。応募資格揭示。英文での公募揭示あり。	
2－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点			
2－4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2－4－① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 （設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程		
	資料2-4-1-(1)-01_SD委員会規則		
	資料2-4-1-(1)-02_SDの実施について		
	資料2-4-1-(1)-03_FDの方針		
	資料2-4-1-(1)-04_OD・MD・UDの能力要素マトリックス		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料		
	資料2-4-1-(1)-02_SDの実施について		再掲
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-01_教職員研修会(2016-2018)		
	資料2-4-1-(2)-02_2020年度教員研修会(FD)		
	資料2-4-1-(2)-03_2021年度教員研修会(FD)		
	資料2-4-1-(2)-04_教職員研修受講状況(2019-2021)		
	資料2-4-1-(2)-05_Weekly_予防教育法(SD)		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等		
	資料2-4-1-(2)-03_2021年度教員研修会(FD)	研修テーマ「遠隔授業におけるICTの活用における工夫と問題点」	再掲
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。		
	資料2-4-1-(2)-03_2021年度教員研修会(FD)	研修テーマ「遠隔授業におけるICTの活用における工夫と問題点」	再掲

	研修テーマ「遠隔授業におけるICTの活用における工夫と問題点」についての研修で、遠隔授業実施に関するそれぞれの取り組みと問題点を明確にして、改善すべき項目については情報を共有し改善に繋げる予定である。		
観点2－4－② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。			
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。			
関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している	◇【様式2－1】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料		
	様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
	資料2-4-2-(1)-01_法人及び職員組織一覧		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■ 配置している			
	資料2-4-2-(1)-01_法人及び職員組織一覧		再掲
観点2－4－③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。			
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点4－2－⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。 FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■ 行っている	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-04_教職員研修受講状況(2019-2021)		再掲
	資料2-4-3-(1)-01_2020年度職員研修参加一覧(SD)		
	資料2-4-3-(1)-02_2021年度職員研修参加一覧(SD)		
2－4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 2

優れた点			
改善を要する点			

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3－1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。 また、ＩＣＴ環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点 3－1－① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定されている施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表		
	様式2-1_高等専門学校現況表		再掲
	資料3-1-1-(1)-01_施設面積		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【様式 2－1】高等専門学校現況表		
	資料3-1-1-(1)-01_施設面積		再掲
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料		
	資料3-1-1-(3)-01_施設配置状況		
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料	高等専門学校設置基準(以下同基準)第23条1項一号 校長室、教員室、会議室、事務室	
	資料3-1-1-(4)-01_校舎各階平面図	同基準 第23条1項二号 教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）、研究室	
		同基準 第23条1項三号 図書館、保健室、学生控室	
		同基準 第23条 2 項 情報処理及び語学の学習のための施設	

	資料3-1-1-(9)-02_利用者の安全マニュアル	自主的な工房利用者に対しては各グループ毎に工房管理者が安全教育を実施している	
	資料3-1-1-(9)-03_AD始業式_学生告知		
	資料3-1-1-(9)-04_デザイン実習Ⅰ		
	資料3-1-1-(9)-05_工房作業_遵守項目		
	資料3-1-1-(9)-06_実験心得3EE電気工学実験		
	資料3-1-1-(9)-07_実験心得4EE電気工学実験		
	資料3-1-1-(9)-08_実習時等での安全講習実施の有無について		
	資料3-1-1-(9)-09_労働安全衛生法に基づく資格講習		
	資料3-1-1-(9)-10_機械電子工学科安全の手引き		
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■ 行っている	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料		
	資料3-1-1-(10)-01_バリアフリーマップ		
(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇体制に関する規程等の資料		
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■ 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01_施設満足度アンケート		
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		

観点3－1－② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。			
【留意点】 ○ この観点のＩＣＴ環境とは、無線・有線ＬＡＮやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えたＩＣＴ環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3－2－②で分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したＩＣＴ環境を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇ＩＣＴ環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01_総合メディアセンター規程		
	資料3-1-2-(1)-02_学校要覧_メディアセンター		
	資料3-1-2-(1)-03_事務分掌規定(事務組織)		
	資料3-1-2-(1)-04_WebClass利用マニュアル		
	資料3-1-2-(1)-05_総合メディアセンター		
(2) ＩＣＴ環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■ 整備している	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ＩＣＴ環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料		
	資料3-1-2-(2)-01_情報セキュリティーポリシー	別表として「セキュリティ管理体制」を提示	
	資料3-1-2-(2)-02_総合メディアセンター情報館利用規程		
	資料3-1-2-(2)-03_情報システムガイダンス	学生向け情報セキュリティ教育の資料	
	資料3-1-2-(2)-04_新入教職員向け情報システム説明資料	教職員向け情報セキュリティ教育の資料	
(3) ＩＣＴ環境は有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇ＩＣＴ環境の利用状況がわかる資料		
	資料3-1-2-(3)-01_PC室授業利用状況		
	資料3-1-2-(3)-02_PC室時間割		
	資料3-1-2-(3)-03_学生アンケートサンプル	2021年度は2022年1月下旬に全クラスを対象にアンケート実施済み	
	資料3-1-2-(3)-04_メディア委員会会議議事録_01(非公表)	教職員のICT環境の活用状況や満足度はメディア委員会メンバーを通じて把握	
(4) (3)について学生や教職員のＩＣＴ環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-2-(3)-03_学生アンケートサンプル	同様に全クラスに対してアンケート実施済み	再掲
	資料3-1-2-(4)-01_総合メディアセンター委員会規程	教職員のICT環境の活用状況や満足度を把握するメディア委員会の規定	
	資料3-1-2-(3)-04_メディア委員会会議議事録_01(非公表)	メディア委員会の議事録	再掲
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
	資料3-1-2-(5)-01_次年度に向けた教育研究環境整備のお願い		
	資料3-1-2-(5)-02_Gsuite教職員説明会用資料	資料3-1-2-(5)-01_次年度に向けた教育研究環境整備のお願いに対応した資料	

		資料3-1-2-(5)-03_メディア委員会会議議事録_02(非公表)	(4)で審議された議事録	
		資料3-1-2-(5)-04_メディア委員会会議議事録_03(非公表)	(4)で審議された議事録	
観点3－1－③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。				
【留意点】				
○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。				
○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。				
関係法令 （設）第25条				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）				
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。				
■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄		備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料			
	資料3-1-1-(1)-01_施設面積			再掲
	資料3-1-1-(4)-01_校舎各階平面図			再掲
	資料3-1-3-(1)-01_図書館			
	資料3-1-3-(1)-02_図書館利用規程			
	資料3-1-3-(1)-03_図書館配置図			
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料			
	資料3-1-3-(2)-01_蔵書数・内訳			
	資料3-1-3-(2)-02_図書館利用のしおり			
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料			
	資料3-1-3-(3)-01_利用実績			
	資料3-1-3-(3)-02_図書館統計			
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料			
	資料3-1-3-(4)-01_開館時間		試験期間・長期休暇中の開館時間の変更は行っていない。	
	資料3-1-3-(4)-02_1年生オリエンテーションスケジュール		「総合メディアセンターOT」の中で図書館ガイダンスを行っている。	
	資料3-1-3-(2)-02_図書館利用のしおり		図書館ガイダンスでしおりを用いて図書館の利用方法を利用学生に対して説明している。	再掲

	資料3-1-3-(4)-03_文献検索OT実施スケジュール	卒業研究に従事する学科5年生の希望者に対し、文献検索の講習を図書館担当者が実施している。	
	資料3-1-3-(4)-04_文献検索資料	卒業研究に従事する学科5年生の希望者に対し、文献検索の講習を図書館担当者が実施している。	
	資料3-1-3-(4)-05_2021年度レファレンス数	利用案内や調査の相談等を通じてさらなる資料の活用につなげている	

3－1特記事項

この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点

3－2教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。
また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3－2－①

履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】

○入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。

○図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 (複数チェック■可) ■ 学科生	◇実施状況がわかる資料		
	【学科生】		
	資料3-2-1-(1)-01_学生オリエンテーション実施要項	全学科生に対し4月に教務部会・学生会からの学則・正課活動・課外活動・等に関する全般的な説明を行っている。	
	資料3-2-1-(1)-02_教務部重要伝達事項	入学時の学科生を対象に履修（授業）に関するガイダンスを学生オリエンテーションにておこなっている。	
	資料3-2-1-(1)-03_選択科目履修ガイダンス資料	選択科目が配当されている学年（学科4・5年）の学生に対し、履修説明会を履修前年7月に実施している。	
	資料3-2-1-(1)-04_生産システム工学教育プログラム履修の手引	JABEEプログラム初年度となる学科4年生に対し、プログラム内容を説明している。	
	資料3-2-1-(1)-05_シラバス	実習工場（工房）での作業が含まれる科目については、シラバスの到達目標に安全管理・危険予知を含める等して、当該科目を履修する全ての学生にガイダンスを行うようにしている。また、放課後等に学科共通実習工場（「夢工房」）を利用する学生については、同施設管理担当者が利用者に対するガイダンスを適宜実施している。	
	資料3-1-1-(9)-05_工房作業_遵守項目		再掲

■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 ■ 障害のある学生 □ 社会人学生 □ その他	資料3-1-3-(2)-02_図書館利用のしおり	図書館の利用方法を利用学生に対して適宜説明している。 新1年生に対しては、オリエンテーションの項目に図書館を含む総合メディアセンターの利用案内を含め、実地にて左記「図書館利用のしおり」を用いて説明している。	再掲
	資料3-1-3-(4)-03_文献検索OT実施スケジュール	卒業研究に従事する学科5年生の希望者に対し、文献検索の講習を図書館担当者が実施している。	再掲
	資料3-1-3-(4)-04_文献検索資料	卒業研究に従事する学科5年生の希望者に対し、文献検索の講習を図書館担当者が実施している。	再掲
	【専攻科生】		
	資料3-2-1-(1)-01_学生オリエンテーション実施要項	全専攻科生に対し4月に履修方法含め学生生活に関する全般的な説明を行っている。	再掲
	【編入学生】		
	資料3-2-1-(1)-06_編入学学生募集要項	編入学生に対しては、当該学年履修等に必要な説明を個別に担任等が行う。（現在受入実績なし）	
	【留学生】		
	資料3-2-1-(1)-07_編入学試験(外国人学生対象)学生募集要項	3学年編入学生として外国人学生（私費留学生）受け入れを行っている。現在は在先していない。留学生に対しては、当該学年履修等に必要な説明を個別に国際交流センター等が行う。	
	【障害のある学生】		
	資料3-2-1-(1)-08_障害学生支援規程	障害のある学生に対しては、修学支援申請書の提出を求め、合理的配慮の提供を行うとともに、当該学年履修等に必要な説明を個別に学生支援センター等が行う。	
資料3-2-1-(1)-09_修学支援申請書書式			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点3－2－② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。

○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（複数チェック■可）	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01_教員組織規程	【担任制・指導教員制の整備】 教員組織規程に基づき、校長が学級担任を任命している。	
	資料3-2-2-(1)-02_学級担任一覧	【担任制・指導教員制の整備】 学級担任がHR活動等を通して学生の生活状況を把握する。種々の連絡を行うとともに、保護者・保証人との協力関係を構築している。	
	資料3-2-2-(1)-03_オフィスアワーについて	【オフィスアワーの整備】 時間枠を限定せず「教員在室時＝オフィスアワー」とし、可能な限りの学生対応実践を原則としている。各学科ごとの告知文を教室に掲示し、学生に周知している。	
	資料3-2-2-(1)-04_相談室利用案内ポスター	【対面型の相談受付体制の整備】 相談室カウンセラーが学生からの対面相談を随時受け付けている。（予約可）	
	資料3-2-2-(1)-05_学生生活何でも相談ポスター	【対面型の相談受付体制の整備】 学生支援センター員及び相談室カウンセラーが学生からの対面相談を随時受け付けている。	
	資料3-2-2-(1)-06_基礎教育センターポスター		
	資料3-2-2-(1)-05_学生生活何でも相談ポスター	【電子メールによる相談受付体制の整備】 学生支援センター員及び相談室カウンセラーが学生からの電子メール相談を随時受け付けている。	再掲
	資料3-1-2-(1)-04_WebClass利用マニュアル	【ＩＣＴを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備】 全学生にWebClass（授業支援システム）アカウントを付与し、左記マニュアルにて利用方法を案内している。HRの連絡事項や授業課題の提出、学生からの質問受付等に活用している。	再掲
	資料3-2-2-(1)-07_サマースクーリング一覧表	【資格試験・検定試験等の支援体制の整備】 サマースクーリング講座を開講し、資格取得支援を行っている。	
	資料3-2-2-(1)-08_国際交流センター規程	【外国への留学に関する支援体制の整備】 国際交流センター員が学生からの留学相談を随時受け付けている。	
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01_修学支援(合理的配慮提供)一覧		
	資料3-2-2-(2)-02_相談室利用状況		
	資料3-2-2-(2)-03_WebClassの利用に関する相談件数		
	資料3-2-2-(2)-04_サマースクーリング受講者数		
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（複数チェック■可） ■ 担任制・指導教員制の導入 □ 学生との懇談会 ■ 意見投書箱 ■ その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-02_学級担任一覧	【担任制・指導教員制の導入】	再掲
	資料3-2-2-(3)-01_教育改善のための意見箱設置について	【意見投書箱】	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料3-2-2-(1)-05_学生生活何でも相談ポスター	学生支援センター員及び相談室カウンセラーが、学生からの学生生活に関する相談を随時受け付けている。	再掲
	資料3-2-2-(1)-06_基礎教育センターポスター	基礎教育センター員及び協力員が、学生からの学習に関する相談を随時受け付けている。	再掲
	資料3-2-2-(3)-02_修学支援相談リーフレット	学生支援センター員及び相談室カウンセラーが、学生からの希望修学支援に関する面談を随時受け付けている。	
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(4)-01_意見箱利用実績		
	資料3-2-2-(2)-01_修学支援(合理的配慮提供)一覧		再掲
	資料3-2-2-(4)-02_学生生活何でも相談実施状況		
	資料3-2-2-(4)-03_基礎教育センター学習相談ログ		
	資料3-2-2-(4)-04_基礎教育センター会議議事録(非公表)		
観点3－2－③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。			
【留意点】 ○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条、第7～11条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-08_国際交流センター規程		再掲
	資料3-2-3-(1)-01_私費留学生への支援体制について		

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等） がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01_留学生の履修科目について(覚書)	当該学生は一般入試で1学年に入学してきたが、日本語が不自由であったため、協議の上で留学生扱いとし、「日本語教育」と「日本事情」という科目を設定し支援している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-02_日本語教育_教務日誌		
	資料3-2-3-(2)-03_単位認定報告書		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-04_教務部会会議規程	編入学生に対する支援は、一般入学の学科生・専攻科生と同様に実施している。主として学科長・担任が学習及び生活に対する注意事項を説明し編入学生の疑問点を解消するようにしている。	再掲
	資料2-1-3-(1)-05_学生部会会議規程	編入学生に対する支援は、一般入学の学科生・専攻科生と同様に実施している。主として学科長・担任が学習及び生活に対する注意事項を説明し編入学生の疑問点を解消するようにしている。	再掲
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇編入学生を支援する取組がわかる資料	現在、受入実績なし	
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
		現在、社会人学生を受け入れていない。	

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
		現在、社会人学生を受け入れていない。	
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-08_障害学生支援規程		再掲
	資料3-2-2-(3)-02_修学支援相談リーフレット		再掲
	資料3-2-3-(7)-01_修学支援のながれ		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01_修学支援決定通知書・同意書書式		
	資料3-2-3-(8)-02_前期末_試験のながれ	試験問題の拡大などの配慮を個別に実施している。	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-01_修学支援(合理的配慮提供)一覧		再掲
(9) 障害者差別解消法第 5 条及び第 7 条又は第 8 条（第 9 条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-08_障害学生支援規程		再掲
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っている	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		
	資料3-2-3-(10)-01_緊急対応申し合わせ同意書	てんかん・アナフィラキシーショック等緊急対応が必要となる可能性がある学生に対し、保護者と緊急対応に関する申し合わせ同意書を取り交わし対応（支援）の準備をしている。	

観点3－2－④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条 いじめ防止対策推進法第35条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。（複数チェック■可）	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料（生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。）		
	資料3-2-4-(1)-01_学生支援センター紹介	【学生相談室】 【保健センター】 【相談員やカウンセラーの配置】	
	資料3-2-4-(1)-02_ハラスメント対策委員会規程	【ハラスメント等の相談体制】	
	資料3-2-2-(3)-01_教育改善のための意見箱設置について		再掲
	資料3-2-2-(1)-05_学生生活何でも相談ポスター		再掲
	資料3-2-2-(1)-04_相談室利用案内ポスター	【学生に対する相談の案内等】	再掲
	資料3-2-4-(1)-03_奨学金規程	【奨学金】	
	資料3-2-4-(1)-04_奨学金案内		
	資料3-2-4-(1)-05_特待生細則	【授業料減免】 【特待生】 特待生のみ入学金・実験実習費・施設設備費の減免が適用される。	
	資料3-2-4-(1)-06_本科募集要項		
	資料3-2-4-(1)-07_奨学生採用通知		
	資料3-2-4-(1)-08_特待チャレンジ申込について	AO入試合格者を対象に就学奨学生（特待II適用）の資格取得に挑戦できる「特待チャレンジ」という制度を設けている。	
	資料3-2-4-(1)-09_特待チャレンジ採用通知		
	資料3-2-4-(1)-10_学納金徴収に関する規程	【緊急時の貸与等の制度】	
	資料3-2-4-(1)-11_日本学生支援機構給付奨学金のご案内		
	資料3-2-4-(1)-12_学費等支援が必要となった学生のみなさんへ		
	資料3-2-4-(1)-13_いじめ防止基本方針	【いじめの防止・早期発見・対処等の体制】] 左記基本方針に則り、学生部会がいじめ防止・早期発見・対処等の中核機関を担う。	

□ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に行っているか。 ■ 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01_健康診断案内	資料は2学年用だが、各学年で同様の案内を準備して配布している。	
	資料3-2-4-(2)-02_学生の健康診断に関するご報告		
	資料3-2-4-(2)-03_保健室の対応件数		
	資料3-2-4-(2)-04_保健室の健康相談活動		
	資料3-2-4-(2)-05_手洗い・学習スタイルについて		
	資料3-2-4-(2)-06_学生向け安全講習会		
	資料3-2-4-(2)-07_疾病を持つ学生との定期的な面談		
	資料3-2-4-(2)-08_PMS症状のある学生へ		
	(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■ 利用されている	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料	
資料3-2-2-(2)-02_相談室利用状況			再掲
◇奨学金等の利用状況がわかる資料			
資料3-2-4-(3)-01_奨学金実績・相談件数			
観点3－2－⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】			
○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。 また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。			
○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。			
○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-5-(1)-01_キャリアセンター規程		
	資料3-2-5-(1)-02_キャリアセンター業務分担		

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（複数チェック■可）	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料			
	資料3-2-5-(2)-01_キャリアデー学生・保護者宛お知らせ			
	資料3-2-5-(2)-02_就活支援講座のお知らせ			
	資料3-2-5-(2)-03_キャリアオリエンテーションのお知らせ			
	資料3-2-5-(2)-04_サマースクーリング申請内容一覧			
		◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (2)の取組が機能しているか。	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料			
	資料3-2-5-(3)-01_進路状況			
	資料3-2-5-(3)-02_キャリア行事参加人数			
	資料3-2-2-(2)-04_サマースクーリング受講者数		再掲	
観点3－2－⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。				
【留意点】なし。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）				
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。				
■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料			
	資料2-1-3-(1)-05_学生部会会議規程		再掲	
	資料3-2-6-(1)-01_顧問一覧	課外活動は学生主事を長とする学生部会の管轄下にある。		
	資料3-2-6-(1)-02_クラブ設置規程	クラブ活動は学友会が担当し、ロボコン・デザコン・プロコン等のプロジェクト活動は応用技術センターが担当している。		
	資料3-2-6-(1)-03_学友会図			
	資料3-2-6-(1)-04_学友会規則集			
	資料3-2-6-(1)-05_応用技術センター規程			
	資料3-2-6-(1)-06_施設利用規程			

(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01_顧問一覧	各クラブ・プロジェクトに顧問（責任教員）が配置され、指導・引率等を担当している。クラブ活動顧問の統括は学生部会内クラブ担当教員が担い、プロジェクト活動顧問の統括は応用技術センター長が担う。課外活動全般に対する支援は学生部会の管轄であり、学生主事が責任者である。	再掲
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01_顧問一覧		再掲
	資料3-2-6-(3)-01_関信越大会費用・補助について	クラブ活動の運営費用に学校予算の一部をあてている。	
観点3－2－⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(1)-01_寮務部規程	男子寮のみ（女子寮なし）	
	資料3-2-7-(1)-02_寮務部会会議規程		
	資料3-2-7-(1)-03_サイテック多摩境学生寮管理運営規程		
(2) 生活の間として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。）		
	資料3-2-7-(2)-01_寮紹介パンフレット		
(3) 勉学の間として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。）		
	資料3-2-7-(2)-01_寮紹介パンフレット	寮生活のスケジュールの中に「学習時間」を設け、3～5年生は自室にて、1～2年生は学生ホールにて自習するシステムになっている。「学習時間」に関する詳細は、左記「寮生活マニュアル」p.4に記載されている。	再掲
	資料3-2-7-(3)-01_寮生活マニュアル		

(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 整備している	◇入寮状況がわかる資料		
	資料3-2-7-(4)-01_入寮者数		
	◇勉学の場合としての活用実績がわかる資料		
	資料3-2-7-(3)-01_寮生活マニュアル	学生ホールに集めての合同自習は新型コロナ感染症対策のため現在停止し、1・2年生も自室にて自習に取り組んでいる。	再掲
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料		
	資料3-2-7-(1)-01_寮務部規程		再掲
	資料3-2-7-(1)-02_寮務部会会議規程		再掲
	資料3-2-7-(1)-03_サイテック多摩境学生寮管理運営規程		再掲
	資料3-2-7-(5)-01_学生寮教員宿日直規則		
3－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 3

優れた点			
改善を要する点			

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点			
4－1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。 また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。			
観点 4－1－① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。			
【留意点】 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものかなどについて分析すること。			
関係法令 (設)第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01_5年比較貸借対照表(非公表)	高等専門学校設置基準に定められる校地、校舎、図書、設備を有しており、充実した教育環境を学生に提供している。	
	資料4-1-1-(1)-02_5年比較資金収支計算書(非公表)	本校は、学校法人育英学院の1校であり、授業料等の経常的な収入により教育研究活動を行い、翌年度繰越支払資金の確保に努めている。	
	資料4-1-1-(1)-03_5年比較事業活動収支計算書(非公表)		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-04_5年比較長期借入金・長期未払金(非公表)	長期借入金は東京都私学財団からの入学支度金貸付事業である。また、長期未払金は、物品等のリース契約に係る未経過リース料である。	
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-05_5年比較資産売却差額(非公表)	平成30年度土地交換	
	資料4-1-1-(1)-06_土地交換等契約書(非公表)	学校法人育英学院の土地には、宗教法人カトリック・サレジオ修道会がカトリック下井草教会を建造し、これを所有して、育英学院の土地を占有していたこと、他方、カトリック・サレジオ修道会の土地には、育英学院が足立サレジオ幼稚園を建造し、これを所有して、育英学院がカトリック・サレジオ修道会の土地を占有していたことから、土地交換契約の締結に至った。	
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料	高等専門学校設置基準(以下同基準)第23条1項一号 校長室、教員室、会議室、事務室	
	資料4-1-1-(2)-01_財産目録(非公表)	同基準 第23条1項二号 教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）、研究室	
	資料3-1-1-(1)-01_施設面積	同基準 第23条1項三号 図書館、保健室、学生控室	再掲
	資料3-1-1-(3)-01_施設配置状況	同基準 第23条 2 項 情報処理及び語学の学習のための施設	再掲
	資料3-1-1-(4)-01_校舎各階平面図	同基準 第23条 3 項 体育館及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設 以上について備えている。	再掲

(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している	◇過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況	本校は平成29年度以降は、令和元年度と令和3年度は入学定員に満たないが、それ以外の年度は入学定員を充足しており、授業料等の経常的な収入を確保している。平成29年度入学者より学費の値上改定を実施し、また、外部資金の獲得にも努め、収支改善を行っている。	
	資料4-1-1-(3)-01_5年比較資金収入抜粋(非公表)		
	資料4-1-1-(3)-02_学生数等の推移(学校部門)		
	資料4-1-1-(3)-03_外部研究資金の受入状況		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 ■ 支出超過となっていない	◇過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書	本校は、学校法人育英学院の1校であり、授業料等の経常的な収入により教育研究活動を行い、翌年度繰越支払資金の確保に努めている。	
	資料4-1-1-(1)-01_5年比較貸借対照表(非公表)		再掲
	資料4-1-1-(1)-02_5年比較資金収支計算書(非公表)	収支の状況は、支出項目の見直しを実施し、管理経費削減を進め、収支バランスの改善を図った結果、平成29年度以降は、平成30年度特別収入の土地交換を除いても資金収支ベースでは黒字を達成している。	再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
観点 4－1－② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01_予算案策定について(非公表)		
	資料4-1-2-(1)-02_予算統制規程(非公表)		
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-03_部署別予算書案(非公表)		
	資料4-1-2-(1)-04_予算申請ヒアリング予定(非公表)		
	資料4-1-2-(1)-05_予算編成方針(非公表)		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(1)-03_部署別予算書案(非公表)		再掲
	資料4-1-2-(1)-05_予算編成方針(非公表)		再掲
	資料4-1-2-(2)-01_予算申請説明会(非公表)		
	資料4-1-2-(2)-02_予算編成方針(非公表)	予算申請金額は、前年度予算内に収めるように周知している。	

観点4－1－③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。			
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。			
関係法令 （設）第27条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■ 行っている	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
	資料4-1-3-(1)-01_学生1人当たりの教育研究経費支出(非公表)		
	資料4-1-2-(1)-03_部署別予算書案(非公表)		再掲
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02_校長裁量費等特別予算執行実績(非公表)	特別予算申請に基づいて部署長とのヒアリングを予算委員会において行い、校長の承認を要する。また、執行状況について部署長と予算執行の実績管理を行っている。	
	資料4-1-3-(1)-03_ヒアリング議事録(非公表)		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-02_予算統制規程(非公表)		再掲
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-3-(1)-04_予算委員会議事録(非公表)		
	資料4-1-3-(1)-05_予算案作成手順(非公表)		
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-06_大規模修繕計画(非公表)	大規模修繕タイムテーブルについて2021年度～2年間に渡って実施した空調設備改修工事を含めた新規修繕計画を策定している。	
(2) 資源配分が、4－1－②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■ 整合性がある	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。	各部署からの予算申請書に基づき部署予算を配分しており、各年度末までの教育研究活動資金として予備費は執行しない状態で確保しているので予算方針と整合している。	
	資料4-1-3-(2)-01_教育研究比率(教育研究経費／帰属収入)(非公表)	予算委員会で部署別予算を承認し、校長より予算通知書を交付して関係者へ周知している。	
	資料4-1-2-(1)-03_部署別予算書案(非公表)		再掲
	資料4-1-3-(2)-02_予算通知書(非公表)		

(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■ 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(1)-03_部署別予算書案(非公表)	予算委員会で部署別予算書を承認し、校長より予算通知書を交付して関係者へ周知している。	再掲
	資料4-1-3-(2)-02_予算通知書(非公表)		再掲
観点４－１－④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。			
【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。			
関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ■ 作成・公表している	◇作成・公表状況がわかる資料		
	様式2-5_ウェブサイト掲載項目チェック表		
	資料4-1-4-(1)-01_情報の公表の実施状況による増減率	私立大学経常費補助金配分基準に基づいた情報の公表に努めている。	
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ■ 実施している	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）	毎年度、独立監査人として公認会計士による会計監査を受け、財務諸表の監査証明を受けている。加えて、監事による監査を受け、学校会計上及びその他の法人業務執行状況に不正や不備がないかの確認を受けている。なお、期末監査については、財務諸表に独立監査人の監査報告書を添付している。	
	資料4-1-4-(2)-01_内部監査実施細則(非公表)		
	資料2-2-3-(3)-03_研究規程		再掲
	資料4-1-4-(2)-02_経理規定(非公表)		
	◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書		
	資料4-1-4-(2)-03_独立監査人の監査報告書(非公表)		
	資料4-1-4-(2)-04_監査報告書		
4－１ 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

評価の視点			
4－2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。			
観点4－2－① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。			
【留意点】 ○ 観点2－1－③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2－1－③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。			
関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第3条の3、第10条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ■ 整備している	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則	第8条教員組織	再掲
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図		再掲
	資料4-2-1-(1)-01_会議一覧		
	資料2-1-3-(1)-02_学校運営会議規則(AMC)	本校における最高意思決定会議として学校運営会議(AMC)があり、その下部組織として教育部門には教育運営会議(EMC)があり、事務部門には事務運営会議(OMC)があり、最終決定はAMCで審議し校長が決定する。	再掲
	資料2-1-3-(1)-03_教育運営会議規程(EMC)		再掲
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図		再掲
	資料4-2-1-(2)-01_委員会等構成員一覧		
	資料4-2-1-(2)-02_ハラスメント対策委員会規程		
	資料2-1-3-(1)-06_募集委員会規程		再掲
	資料4-2-1-(2)-03_知的財産委員会規程		
	資料2-4-1-(1)-01_SD委員会規則		再掲
	資料4-2-1-(2)-04_研究委員会規程		
	資料4-2-1-(2)-05_司牧委員会規程		
	資料4-2-1-(2)-06_安全衛生委員会規程		

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図	本校における最高意思決定会議として学校運営会議(AMC)があり、その下部組織として教育部門には教育運営会議(EMC)があり、事務部門には事務運営会議(OMC)があり、最終決定はAMCで審議し校長が決定する。	再掲
	資料4-2-1-(3)-01_行事分担一覧		
	資料4-2-1-(3)-02_主事・担任・顧問		
	資料4-2-1-(2)-01_委員会等構成員一覧		再掲
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図		再掲
	資料2-4-2-(1)-01_法人及び職員組織一覧		再掲
	資料4-2-1-(4)-01_事務分掌規程		
	資料4-2-1-(4)-02_事務会議規程		
	資料4-2-1-(4)-03_事務運営会議議事録(OMC)(非公表)		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規程等、教員と事務職員が構成員として構成されている合議体がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図		再掲
	資料4-2-1-(3)-01_行事分担一覧		再掲
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事録等。）		
	資料2-1-3-(1)-07_学校運営会議議事録(AMC)(非公表)		再掲
	資料2-1-3-(1)-08_教育運営会議議事録(EMC)(非公表)		再掲
	資料4-2-1-(4)-03_事務運営会議議事録(OMC)(非公表)		再掲
	資料2-1-3-(1)-11_募集委員会議事録(非公表)		再掲
	資料4-2-1-(6)-01_司牧委員会議事録(非公表)		
観点４－２－② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01_危機管理規程		
	資料4-2-2-(1)-02_危機管理規程に関する参考資料		
	資料4-2-2-(1)-03_安全衛生管理規程		

(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01_危機管理マニュアル		
	資料4-2-2-(2)-02_危機対応組織運営		
	資料4-2-2-(2)-03_危機対応組織運営図		
	資料4-2-2-(2)-04_危機対応本部設置		
	資料4-2-2-(2)-05_緊急時対応・処置マニュアル		
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01_全校自衛消防訓練通知書		
	資料4-2-2-(3)-02_全校避難訓練のまとめ		
	資料4-2-2-(3)-03_学生寮自衛消防訓練通知書		
	資料4-2-2-(3)-04_学生寮避難訓練まとめ		
観点４－２－③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。 【留意点】 ○ 過去５年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるかなどについて、分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■ 行っている	◇過去５年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料		
	資料4-1-1-(3)-03_外部研究資金の受入状況		再掲
	資料4-2-3-(1)-01_科研費講習会の案内		
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■ 整備されている	◇管理体制がわかる資料（規程等）		
	資料2-2-3-(3)-03_研究規程	第３章 公的研究費 第４章 公的研究費に関する内部監査（８～１４ページ）	再掲

観点4－2－④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。

○ 財務的資源については、観点4－2－③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。

○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。（全ての取組を求めているものではない。）

・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料（協定等を含む。）

・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料

・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料

・ 地域にある教育設備（図書館、博物館等。）、体育施設の利用及び支援がわかる資料

・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01_地域交流センター		
	資料4-2-4-(1)-02_大学コンソ八王子学生発表件数		
	資料4-2-4-(1)-03_2021大学コンソーシアム八王子学生発表		
	資料4-2-4-(1)-04_近隣大学との単位互換協定	2022年度の単位互換協定校は、創価大学・ヤマザキ動物看護大学・東京家政学院大学・東京工業高等専門学校・山野美容芸術短期大学・東京純心大学・杏林大学・工学院大学・帝京大学・拓殖大学・サレジオ工業高等専門学校の11校となっている。	
	資料4-2-4-(1)-05_国際交流センター		

観点4－2－⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2－4－③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。

○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令 （設）第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。 ■ 実施している	◇規程等の資料		
	資料2-4-1-(1)-01_SD委員会規則		再掲
	資料2-4-1-(1)-02_SDの実施について		再掲

53

	資料2-4-1-(1)-04_OD・MD・UDの能力要素マトリックス		再掲
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料2-4-1-(2)-04_教職員研修受講状況(2019-2021)		再掲
	資料4-2-5-(1)-01_2020年度職員研修参加一覧(SD)		
	資料4-2-5-(1)-02_2021年度職員研修参加一覧(SD)		
	資料2-4-1-(2)-05_Weekly_予防教育法(SD)		再掲
	資料4-2-5-(1)-03_OD研修参加(トップマネジメント講座)	オフィサー・ディベロップメント能力要素マトリックスの「戦略立案力」の項目に合致した「学園トップに求められる役割と責任」をテーマとしたトップマネジメント講座を校長・副校長・事務長の3名が受講した。	

4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

評価の視点
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】
○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令 （施）第165条の2、（施）第172条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（複数チェック■可） ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	◇刊行物の該当箇所がわかる資料		
	◇【様式2－5】ウェブサイト掲載項目チェック表		
	様式2-5_ウェブサイト掲載項目チェック表		再掲

4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 4

優れた点			
改善を要する点			

評価の視点			
5－1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。			
観点5－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】			
○ 観点1－2－②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。			
関係法令 （設）第15条、第16条、第17条、第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(1)-01_カリキュラム・ポリシー(2016年度入学・準学士課程)	ディプロマポリシー（DP）の各項目（A:基礎力～E:国際性）に対してカリキュラムポリシー（CP）を定義し、DPに示された学力、資質・能力が身につくよう、CPに則りDPの各項目に科目群を配当している。専門分野を学ぶために必要となる「基礎的な能力」を身につけるために、低学年から自然科学系科目や専門に関する基礎科目等を配当している。基礎的な能力の修得に準じ高学年に進むにしたいが、専門分野の知識や技術を学ぶ専門科目やそれらを活用する問題解決型科目、実験・実習科目を高学年に数多く配当し、これらの履修を通じ実践的な能力を築けるよう科目が配置されている。 他方、論理的に考えたり文章や言葉で表現できる能力を身につけるために、全学年を通じて語学系科目や他者との関わりを持つ科目を配置するとともに、人間性・国際性を培う科目も配置している。	
	資料5-1-1-(1)-02_科目系統図(準学士課程)		
	資料5-1-1-(1)-03_DPと学科目標との対応	DPと学科の学習教育目標（学科目標）との対応をまとめた資料（CPや科目系統図で使用されたDPの記号や学科目標との対応が定義されている）	
	資料5-1-1-(1)-04_教育課程表(2016年度入学・2020年度卒業)		
	(2) 一般教育の充実に配慮しているか。	◇配慮していることがわかる資料	
資料5-1-1-(2)-01_科目系統図(一般教育)		専門分野を学ぶために必要となる「基礎的な能力」を身につけるために低学年から自然科学系科目を配当するとともに、全学年を通じて語学系科目を配当し、高専生の多くが苦手意識を持つ「英語」の4技能（聞く・話す・読む・書く）を着実に学べるよう、チームティーチング等の運営を工夫した科目を配置している。他方、初年時に情報倫理や情報セキュリティを学ぶための「情報倫理」、高学年に一般教養として経済学や法学を学ぶための必修選択科目を配置している。	

(3) 進級に関する規程を整備しているか。 ■ 整備している	◇進級に関する規程の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01_教務規則	教務規則第16条および教務諸規程の〔3〕進級に関する規則等に整備している。	
	資料5-1-1-(3)-02_教務諸規定		
(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。 ■ 確保している	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01_学年暦	2021年度（36週），2020年度（遠隔授業を含め36週），2019年度（35週）など，授業を行う期間を35週確保している。	
(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 ■ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01_始業式・終業式実施要項	学則第13条の6に定める特別活動は，主に始業式・終業式（2単位時間相当×3年）と学級活動LHR（1単位時間×28週×3年）で構成される。これらの他に，定期的に朝の学級活動HRで実施される教職員による講和（モーニングトーク：10分×40回以上×5年）を実施し，5年間で計130単位時間以上を確保している。	
	資料5-1-1-(5)-02_LHR実施状況	2019年度～2021年度の学級活動LHR実施状況	
	資料5-1-1-(5)-03_モーニングトーク実施状況	2019年度～2021年度のモーニングトーク実施状況	
観点5－1－② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。			
【留意点】 ○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。			
関係法令 （設）第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（複数チェック■可）	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
□ 他学科の授業科目の履修を認定			

■ インターンシップによる単位認定 □ 専攻科課程教育との連携 ■ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 □ 資格取得に関する教育 □ 他の高等教育機関との単位互換制度 □ 個別の授業科目内での工夫 □ 最先端の技術に関する教育 ■ その他	資料5-1-2-(1)-01_選択科目D群(インターンシップ)	(インターンシップによる単位認定) 学生のニーズおよび社会からの要請にもとづき、本校では学年進行に応じて各種キャリア教育を実施している。本科目は、本校で開催されるキャリア教育プログラムに参加し進路について知見を広めるとともに、学外実習を通じ進路への関心と理解を深めることを目的としている。	
	資料5-1-2-(1)-02_シラバス(インターンシップ)		
	資料5-1-2-(1)-03_インターンシップ単位認定の実績(2019年度)	2020年度卒業生においては、デザイン学科4名、電気工学科9名、機械電子工学科47名、情報工学科6名がインターンシップの単位を取得している。2019年度の実績データでは、学外実習（企業・大学等）への参加に対する各学科の指導方針の差が、各学科の単位取得者数の差異として現れている。	
	資料5-1-2-(1)-04_英語における4技能育成(例示CSシラバス)	(外国語の基礎能力の育成) 社会からの要請にもとづき、国際社会の中においてお互いを理解し、自己を正しく表現できる力を身につけることを目的に、1年～3年に配当される「英語」において4技能の育成を意識した授業を計画・実施している。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	資料5-1-2-(1)-05_選択科目履修ガイダンス資料	(選択科目) 学生のニーズの受け皿の一つとして、4・5年生を対象とした選択科目を開講している。選択科目の授業担当は一般教育科をはじめ全ての学科から選出されており、学生の所属学科以外の教員が担当する授業を履修できる。本校では、選択科目の開講において最小開講人数を設定しているため、全ての学生の履修希望に応えられていないことが懸案事項となっている。	
	資料5-1-2-(1)-06_選択科目履修実績(2019年度・2020年度)	選択科目への履修希望は、必修選択科目（C群）を除くと多い年度でも200名強（のべ人数）で、その大半は4年生となっている。2017年度以前の入学者の内、デザイン学科の学生は自由選択科目（D群）から2単位を取得することが卒業要件となっていたため2020年度までは一定数の履修者が存在していたが、2021年度以降については履修希望者の減少が見込まれる。	
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
■ 適切に取り扱っている	資料2-1-1-(1)-01_学則	学則第13条の2と3および教務規則第5条～第10条に他の高等教育機関で取得した単位の取り扱いについて法令に則し定めているが、準学士課程における単位互換制度の利用実績はない。	再掲
	資料5-1-2-(2)-01_教務規則		

観点5－1－③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。

○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。

(注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem - based Learning 又は Project - based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
	■ 行っている 資料5-1-3-(1)-01_創造力や実践力を育む教育方法の実践	各学科の創造力を育む教育方法の実践については、いずれの学科も教育課程の進捗に合わせて配置した「問題解決型科目」を中心に計画されている。具体的な授業科目名については、資料「創造力や実践力を育む教育方法の実践」の「創造力の養成」欄の（計画）にまとめている（資料名が朱字表示されているものは、本点検書にも添付されている）。	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(1)-02_創造力や実践力を育む教育方法の実践	いずれの学科も創造力を育む教育の中で、発想・試作・評価のサイクルを意識的に回し、学生たちの創造的能力を高める工夫がなされている。具体的な実施状況については、資料「創造力や実践力を育む教育方法の実践」の「創造力育成」欄の（実施）および（評価）にまとめている（資料名が朱字表示されているものは、本点検書にも添付されている）。	
	◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-03_受賞歴	全国高等専門学校プログラミングコンテスト（高専プロコン）では、2016年度に情報工学科とデザイン学科の4年生が中心となり課題部門・敢闘賞を受賞、2019年度に情報工学科4年生が中心となり自由部門・敢闘賞を受賞している。高専プロコンの課題部門や自由部門では、ICT技術を用いて社会の課題を解決する作品を設計・実装・評価する力が求められている。 全国高等専門学校デザインコンテスト（高専デザコン）では、2016年度に創造デザイン部門で優秀賞を受賞、2019年度に同部門で審査員特別賞を受賞している。高専デザコンでは、生活環境に関連した様々な課題に取り組むことにより、より良い生活空間について提案する力が求められている。	

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの中での具体的な工夫内容等。）		
	資料5-1-3-(2)-01_創造力や実践力を育む教育方法の実践	各学科の実践力を育む教育方法の実践については、いずれの学科も教育課程の進捗に合わせて配置した「問題解決型科目」を中心に計画され、企業における製品開発のプロセスを模倣することをはじめ、学科によっては産学連携企業との協働等により実践的なアプローチを採用している。具体的な授業科目名については、資料「創造力や実践力を育む教育方法の実践」の「実践力の養成」欄の（計画）にまとめている（資料名が朱字表示されているものは、本点検書にも添付されている）。	
	資料5-1-2-(1)-01_選択科目D群(インターンシップ)	他方、選択科目「インターンシップ」では、本校で開催されるキャリア教育プログラムに参加し進路について知見を広めるとともに、学外実習を通じ進路への関心と理解を深めることを目的としている。	再掲
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-3-(2)-02_創造力や実践力を育む教育方法の実践	いずれの学科も創造力を育む教育の中で、発想・試作・評価のサイクルの中で、企業における製品開発のプロセスを意識的に体験し、講義科目等での学習内容が実際の社会の中でどのように活かされているか学生の意識を高める工夫がなされている。具体的な実施状況については、資料「創造力や実践力を育む教育方法の実践」の「創造力育成」欄の（実施）および（評価）にまとめている（資料名が朱字表示されているものは、本点検書にも添付されている）。	
	資料5-1-2-(1)-03_インターンシップ単位認定の実績(2019年度)	他方、選択科目「インターンシップ」では、2020年度卒業生においてデザイン学科4名、電気工学科9名、機械電子工学科47名、情報工学科6名がインターンシップの単位を取得している。	再掲
	◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(2)-03_成果物	デザイン学科の取り組みでは、地域観光協会がツーリストギャラリーで使用する「買い物用紙袋」のデザインに採用される等、学習・教育の成果が見られる。	
5－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

評価の視点			
5－2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。			
観点5－2－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01_授業の開講状況(授業形態)	シラバスでは、各授業科目がどのような授業形態で実施されるかを、授業形態毎の実時間として明示している。本資料では、2016年度入学生の教育課程における講義、演習、実験実習の3形態の授業時間（計画）を積算している。 （演習、実験実習の占める割合） デザイン学科：57.3％，電気工学科：47.1％，機械電子工学科：48.3％，情報工学科：49.6％	
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	カリキュラム・ポリシーでは、DPの5項目（A:基礎力～E:国際性）のほぼ全てに対して、演習科目または実験実習科目の配置を謳っている。そのため、各学科ともに演習および実験実習の占める割合が50％前後となっており、講義で学んだ知識項目の定着を目的に、学生が自ら手を動かして学修する機会が多くなるように教育課程を編成している。		

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可） ■ 教材の工夫 ■ 少人数教育 ☐ 対話・討論型授業 ☐ フィールド型授業 ☐ 情報機器の活用 ☐ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料5-2-1-(2)-01_教育内容に応じた適切な学習指導	（教材の工夫） デザイン学科では、基礎編と応用編に分けて作業プロセスの理解と定着を目指すための、電気工学科では、発表での学生と教員とのディスカッションを通じ実験内容の理解を深めるための、機械電子工学科では、実践力を育む授業科目に知的財産学習を取り入れ学生の動機付けを目指すための、情報工学科では、習熟度別の学力に合わせるための「教材の工夫」が見られる。具体的な授業科目名と工夫内容については、資料「教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫」の（教材の工夫）にまとめている（資料名が朱字表示されているものは、本点検書にも添付されている）。	
	資料5-2-1-(2)-02_教育内容に応じた適切な学習指導	（少人数教育） すべての学科において、きめの細かい指導ができるよう演習や実験実習に少人数教育を導入している。これに加え、特にデザイン学科では、専攻分野に分けた少人数教育も導入している。具体的な授業科目名と工夫内容については、資料「教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫」の（少人数教育）にまとめている（資料名が朱字表示されているものは、本点検書にも添付されている）。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
観点5－2－② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条、第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（複数チェック■可）	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料		

■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 ■ 事前に行う準備学習 ☐ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 ■ その他	資料5-2-2-(1)-01_シラバス2020の作成について(依頼)	本校のシラバスは、所定の様式を用い、ガイドラインに沿って作成される。2018年度以降のシラバスには担当教員名を記載していないが、本校ホームページで公開しているシラバスのPDF冊子には授業科目毎のシラバスに加え、別途「授業配当表（担当教員一覧）」と「教員リスト（連絡先を含む）」を用意している。成績評価方法について、履修者に公開している試験成績等のデータに基づいて自らの評価を算出できるよう心がけているが、成績評価基準については明記されていないものが多く今後の課題となる。 なお、学修単位科目は2020年度入学生から導入され、2022年度のシラバス作成ガイドラインでは、学修単位科目が他の履修単位科目と区別できる記述方法が指示されている。	
	資料5-2-2-(1)-02_シラバス2020作成ガイドライン		
	資料5-2-2-(1)-03_シラバス2020サンプル		
	資料5-2-2-(1)-04_担当教員一覧(2018年度以降)		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。		
	2019年度より「高等教育の就学支援新制度」の対象機関に認定されている。そこで、実務経験を有する教員による授業について、実務経験をどのように授業に活かしているか具体的に記述している。		
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。	◇活用状況がわかる資料		
■ 改善を行っている	資料5-2-2-(2)-01_シラバスの活用状況と改善への意見聴取	学生・教員ともに授業初回のシラバス活用が定着しており、その結果としてシラバスの内容に対する学生の理解も高水準で進んでいる。他方、答案返却等の課題へのフィードバックの際にシラバスを活用し成績評価の透明性を担保するよう依頼しているが、定期試験後の活用については、学生・教員ともに活用が進んでいない。	
	◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(2)-02_シラバスの活用状況と改善への意見聴取		

	現在，活用が進んでいない自学自習や定期試験後の活用について，教員から意見聴取を進めており，定期試験後の活用について再度周知を徹底するとともに，自学自習での活用について対応を検討していく．		
(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では 1 単位当たり30時間を確保しているか。 ■ 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-1-1-(4)-01_学年暦	本校では，定期試験を授業内演習として位置付け，各曜日ともに試験を含め半期あたり14週＋試験2週の計16週を確保している．例えば，試験週を1単位時間，他週を2単位時間で運用し半期1単位の授業を計画できる．なお，試験を実施しない実験・実習等の科目については，半期4回設定している補講日に授業を実施し不足時間を補っている．	再掲
	資料5-2-2-(3)-01_補講実施状況2019-2021		
(4) (3)の30単位時間授業では、 1 単位時間を50分としているか。 ■ 1 単位時間＝50分で規定、45分で運用	◆1 単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01_時間割2020		
	本校では，原則として90分単位（2コマ連続）の授業時間割を運用している．2コマ連続での授業運営は，出席確認や前回の振り返り・授業のまとめを90分の中で一回にまとめて実施できるため，50分1単位時間の授業を個別に2回実施するのと同等の教育を実施できるものと考えている．		
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 (リストから選択してください)	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	該当しない	2016年度入学・2020年度卒業生の教育課程においては該当する授業科目はない．2022年度より準学士課程3年生に学修単位科目が導入されるため，それに合わせてシラバス冊子に解説を添付する．	
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。 (複数チェック■可) ☐ 授業外学習の必要性の周知 ☐ 事前学習の徹底 ☐ 事後展開学習の徹底 ☐ 授業外学習の時間の把握 ☐ その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	該当しない	2016年度入学・2020年度卒業生の教育課程においては該当する授業科目はない．2022年度より準学士課程3年生に学修単位科目が導入されるため，それに合わせて対策を講じる．	
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

5－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
シラバス作成ガイドラインにもとづき授業担当がシラバスを作成していることを確認するために、科目開設学科長を中心に学科におけるシラバスの組織的な点検を実施し、教務主事へ点検状況を報告している。			
	資料5-2-特-01_シラバス2020の点検について(依頼)		
	資料5-2-特-02_シラバス2020の点検報告(例示：電気工学科学科)		
評価の視点			
5－3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点5－3－① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （設）第17条の3			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
	資料5-3-1-(1)-01_教務規則	教務規則の「成績評価・進級・卒業認定に関する規定」にて、成績評価に関して定めている。	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01_成績操行会議の開催通知	各学年末の成績操行会議で「成績一覧表」を用いて各授業科目の成績評価を把握し、規則に則り60点以上の授業科目に「優・良・可」の評定を与え単位を付与し、60点未満の授業科目に「不可」の評定を与え単位を付与しない。	
	資料5-3-1-(2)-02_成績一覧表(様式)		
	資料5-3-1-(2)-03_成績操行会議議事録(非公表)		
	資料5-3-1-(2)-04_成績原簿の点検報告	ランダムに選出された授業科目（30科目／年度）について、授業開設学科を除く他学科の教務担当教員が中心となり授業科目毎の成績原票を点検し、シラバスの評価方法通りに成績評価を実施していることを確認している。	

(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
(リストから選択してください)	該当しない	2016年度入学・2020年度卒業生の教育課程においては該当する授業科目はない。 2022年度より準学士課程3年生に学修単位科目が導入されるため、それに合わせて2023年度より把握・点検を実施する。	
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
■ 周知している	資料5-3-1-(1)-01_教務規則	教務規則の「成績評価・進級・卒業認定に関する規定」を整備し、本校ホームページにて公開している。	再掲
	資料5-3-1-(4)-01_シラバス2020の作成について(依頼)	授業科目毎の成績評価についてはシラバスの「評価方法」に記載し、授業初回にて学生へシラバスを配布した上で記載内容を説明している。シラバスをPDF冊子にまとめ、本校ホームページで公開している。なお、2020年度卒業生のシラバスは2016年度（1年次）～2020年度（5年次）に該当する。	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇認知状況がわかる資料		
■ 把握している	資料5-3-1-(5)-01_学生オリエンテーションアンケート結果	アンケート結果より、90％を超える学生が授業における成績評価は適切だと回答し、86％を超える学生が評価方法を含むシラバスの内容について理解しやすかったと回答し、90％を超える学生が授業初回でシラバスを利用していると回答している。以上の結果から、概ね学生が認知しているものと判断している。	
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
■ 定めている	資料5-3-1-(6)-01_教務諸規定	教務諸規定の「追試験と再試験」にて規定している。追試験については同規定にて成績評価方法を定めているが、再試験については定期試験の得点と差し替えることを原則としているため「シラバス」にもとづき成績評価がなされる。	

(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
	資料5-3-1-(7)-01_成績通知書に対する意見申立について	定期試験（年4回）の後に発行される「成績通知書」の内容に対して学生が意見できる機会として「成績等調査制度」を設けている。成績等調査制度の他に、教育改善に関する学生の意見を聴取するための制度を運用しており、その中でも学年末の及落判定会議・卒業判定会議の結果に対する意見申立が可能となっている。	
	資料5-3-1-(7)-02_教育改善のための意見箱設置について		
	資料5-3-1-(7)-03_2022年度意義申し立てについて	2022年度より学年末の及落判定会議・卒業判定会議の結果に対する意見申し立てのスケジュール感が明確になるように現行制度を見直している。資料は、教務主事・教務主事補・教務学生課長等の会議資料である。	
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可）			
	資料5-3-1-(8)-01_成績評価に関する資料(例示)	（答案の返却） （模範解答や採点基準の提示） 定期試験を実施する授業科目については必ず採点済み答案用紙を学生へ返却しているため、学生がシラバスに記載された成績評価方法・基準に基づき、自らの成績評価を検証できる。さらに、担当教員は採点済み答案用紙の他に模範解答や採点基準等の成績評価に関する資料をPDFファイルとして提出する必要がある、第三者による検証が可能となっている。	
	資料5-3-1-(8)-02_同一試験問題・成績原簿・問題レベルの点検報告	（複数年次同一問題の確認）（成績評価の妥当性の事後チェック） 複数年同一試験問題の点検については、ランダムに選出された授業科目（30科目／年度）について、授業開設学科を除く他学科の教務担当教員が中心となり試験問題の同一性について点検する。 複数年同一試験問題の点検で対象となった授業科目については、シラバスの評価方法通りに成績評価を実施していることを成績原簿にもとづき点検する。 （試験問題レベルの確認） 試験問題のレベルの点検については、優が多い授業科目と不可が多い授業科目を含む3科目／年度（学校としては計12科目／年度）を学科内でレビューしている。 これらの点検結果は、教務部会で点検結果を精査・調整し、所見をつけた後に教育運営会議（EMC）へ報告される。EMCの委員である学科長は、点検結果にもとづき改善の必要性を判断し、授業担当へ改善を指示する。	
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		

	成績評価に関する資料をPDFファイルとして保存しており、成績評価等を第三者が検証可能な状態にある。また、成績評価に関する資料を組織的に点検し、点検結果を授業担当者へフィードバックしていることから、成績評価等の客観性・厳格性を担保する組織的な措置が概ね備わっている。ただし、成績評価の妥当性の事後チェックでは、成績原簿の確認に留まっており、成績分布等から組織的に措置の有効性について分析することが課題となっている。		
	◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		
観点５－３－② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。			
【留意点】 なし。			
関係法令 （法）第117条 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-01_学則	学則第2条に修業年限を規定している。	再掲
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01_教務諸規定	卒業時に身に付ける学力、資質・能力については、必修科目・必修選択科目の単位修得状況で把握している（卒業に必要な単位は必修科目・必修選択科目のみで満たすようになっており、他の選択科目は卒業要件に含まれない）。すなわち、教務諸規定の「卒業に関する規程」の「卒業に関し必要な事項」で定める卒業認定基準は、要卒業単位を全て修得した者となっており、ディプロマ・ポリシーに基づいて定められている。	

(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01_成績操行会議・卒業判定会議の開催通知	卒業に必要な単位の修得状況については、各学年末の成績操行会議で当該学年で修得すべき科目の単位修得状況を把握している。さらに、5年次には卒業認定者数と原級留置候補者を卒業判定調書に取りまとめ、卒業判定会議では、「成績一覧表」および「卒業判定調書」を用いて卒業認定学生を決定し、原級留置候補者の卒業延期の可能性を審議し、必要に応じて卒業延期学生を決定している。	
	資料5-3-1-(2)-02_成績一覧表(様式)		再掲
	資料5-3-2-(3)-02_卒業判定調書(様式)		
	資料5-3-2-(3)-03_卒業判定会議議事録(非公表)		
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(2)-01_教務諸規定	教務諸規定の「卒業に関する規程」で「卒業に関し必要な事項」を定め、本校ホームページで公開している。	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01_学生オリエンテーションアンケート結果(抜粋)	90%を超える学生が、卒業認定基準（5年生を終了するための条件）を知っている。	
5－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
特になし			

基準 5

優れた点			
特になし			

改善を要する点			
特になし			

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点			
6－1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。			
観点 6－1－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】			
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
関係法令 （設）第3条の2			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01_募集要項	各選考区分における個別の募集要項は作成していない。	
	資料6-1-1-(1)-02_準学士課程入学者選抜受入方針規程		
	資料6-1-1-(1)-03_入試面接手順(非公表)		
	資料6-1-1-(1)-04_合否判定会議資料	全区分の入試において共通の様式を使用している。	
	資料6-1-1-(1)-05_合否判定基準(非公表)		
観点 6－1－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。	◇検証の体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-01_運営組織図	検証は募集委員会においてされている。	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料2-1-3-(1)-06_募集委員会規程		再掲
	資料6-1-2-(1)-01_募集委員会議事録_01(非公表)		

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料6-1-2-(2)-01入試面接アンケートサンプルと集計	求める学生像に沿った学生が受験しているかについてアンケートを実施している。	
	資料6-1-2-(2)-02_プレテック面談シート	志望理由および学業の項目にてアドミッション・ポリシーとの合致を確認できるようにしている。	
		入学後も担任との面談にて受入れ方針に沿った学生が入学しているかどうか検証できるようプレテックと調整している。	
		教務部と連携して入試区分ごとの入学後における修学状況を追跡し、それぞれの区分で方針に沿った学生を受け入れられているか検証できる体制を構築中である。	
		募集委員会ではプレテック面談の結果を基に検証を本格化できるよう準備を進めている状況である。	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01_募集要項2015-2017		
	資料6-1-2-(3)-02_募集委員会議事録_02(非公表)		
	本校では入試区分のAO入試を利用した入学者が70％を占めている。AO入試ではアドミッションポリシーの学習状況の確認として公開模擬試験の偏差値結果を利用することができるが、それを利用した学生の入学後の学習状況が芳しくない場合があり、安定した結果を残すために1回から複数回とした。		
観点6－1－③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3)の入学定員に対する入学人数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。			
関係法令 （設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文部科学省告示第45号）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。 ■ 定めている	◇学則の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01_学則	第7条 入学定員	再掲

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-06_募集委員会規程		再掲
(3) 過去 5 年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式 2 - 2】平均入学定員充足率計算表		
	様式2-2_平均入学定員充足率計算表		
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 行っている	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	資料6-1-2-(3)-01_募集要項2015-2017		再掲
	資料6-1-2-(3)-02_募集委員会議事録_02(非公表)		再掲
	資料6-1-3-(4)-01_1.5倍サイズ教室に関する議事録		
	定員を大幅に超過した状況の改善の取組として、A O 入試の内申基準の加点の取扱いを 3 点から 2 点へ変更した。また入学者数が超過することによって生じる教室の過密状態を緩和するために、教室のサイズを通常の1.5倍のサイズの教室を用意することで教育環境の悪化を回避する。	過去に数回、機械電子工学科および情報工学科において実入学者が大幅に超過した年度がある。	
6 - 1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			

基準 6

優れた点			

改善を要する点			
入学者定員を安定的に確保するような努力を継続的にしていく必要がある。			

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7－1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点 7－1－① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のG P A 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01_成績操行会議・及落判定会議・卒業判定会議の開催通知	学年末の「成績操行会議」にて当該年度での単位修得状況や各科目の成績評価が情報共有され，「及落判定会議」で進級認定が実施され，「卒業判定会議」で卒業認定が実施される．他方，本校の自己点検評価方針にもとづき，これらの成績評価・卒業認定の結果の集計は「教務学生課」により実施され，成績評価・卒業認定の結果の把握・分析は各「学科」により実施される．これらの把握・分析結果は「教育運営会議（EMC）」へ報告され，学校として学習・教育の成果を把握・評価している．	
	資料7-1-1-(1)-02_教育運営会議規程(EMC)	第3条1項および2項	
	資料7-1-1-(1)-03_自己点検・評価の基本方針	教育課程の編成・実施の方針（CP）に関する点検の中で実施している．基本方針2-(2)および4-(2)	
	資料7-1-1-(1)-04_成績評価・卒業認定の結果の把握・分析の依頼	成績評価・卒業認定の結果の把握・分析を「学科」へ依頼する際に添付する点検方針（実施要項）	
	資料7-1-1-(1)-05_学科点検様式	学科での点検結果を記入する様式	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料7-1-1-(2)-01_成績一覧表	卒業時に身に付ける学力，資質・能力については，必修科目・必修選択科目の単位修得状況で把握している（卒業に必要な単位は必修科目・必修選択科目のみで満たすようになっており，他の選択科目は卒業要件に含まれない）．卒業に必要な単位の修得状況については，各学年末の成績操行会議で「成績一覧表」を用いて当該学年で修得すべき必修・必修選択科目の単位修得状況を把握し，卒業認定者数（4年次までは進級者数）と原級留置候補者を卒業判定調書（4年次までは及落判定調書）に取りまとめている．卒業判定会議（4年次までは及落判定会議）では，「成績一覧表」および「卒業判定調書（4年次までは及落判定調書）」を用いて卒業認定学生（4年次までは進級学生）を決定し，原級留置候補者の卒業延期の可能性（4年次までは仮進級の可能性）を審議し，卒業延期学生（4年次までは仮進級学生）を決定している．	
	資料7-1-1-(2)-02_及落判定調書		
	資料7-1-1-(2)-03_卒業判定調書		
	資料7-1-1-(2)-04_及落判定会議議事録(非公表)		

	資料7-1-2-(1)-02_意見聴取結果の把握・分析の依頼	教育運営会議（EMC）にて意見聴取の結果を把握・分析する点検方針（実施要項）	
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料7-1-2-(2)-01_卒業時の学生への調査結果(非公表)	アンケート結果を「教育運営会議（EMC）」で共有するとともに，教育課程の編成・実施の方針に関する点検結果として取りまとめられる。	
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(3)-01_卒業生への調査結果(非公表)	アンケート結果を「教育運営会議（EMC）」で共有するとともに，教育課程の編成・実施の方針に関する点検結果として取りまとめられる。	
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている			
	資料7-1-2-(4)-01_進路先関係者への調査結果(非公表)	アンケート結果を「教育運営会議（EMC）」で共有するとともに，教育課程の編成・実施の方針に関する点検結果として取りまとめられる。	

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	資料7-1-2-(5)-01_意見聴取結果の自己点検結果	教育運営会議（EMC）資料	
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	以下の通り，いずれのアンケート結果からも学習・教育の成果が認められる．ただし，回答数が少ないことやさらに詳しく分析するための追加調査項目の検討については，次回調査の課題となる． （卒業時の学生） DPの各項目（A:基礎力～E:国際性）のいずれも80％を超える肯定的な回答が得られ，概ね学習・教育の成果が見られる（回答数＝110）．EEの卒業生のE:国際性の肯定的な回答が60％を下回る要因については，さらに詳しい分析が必要である． （卒業生） 現在の仕事や学業において，DPのA:基礎力とB:実践力に関する本校の教育が役に立っていると回答した者が全体の半数を超え，卒業研究をはじめ専門教育に対する満足度が高いことが分かる．他方，DPのC:コミュニケーション力～E:国際性に関する本校教育に対して半数以上が役に立っているとは感じておらず，一般教育に対する満足度が低い傾向にある． （進路先関係者） DPの各項目（A:基礎力～E:国際性）のいずれも技術者として必要な能力として認知されており，本校卒業生の採用時の能力ではDPのC:コミュニケーション力に満足している回答が少ないものの，概ねDPの各項目について否定的な回答は見られない（回答数＝12）．		
観点 7－1－③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 【留意点】なし。 関係法令 （法）第122条 （施）第178条 観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇【様式 2－4】卒業生進路実績表		
	資料7-1-3-(1)-01_学習・教育の成果(進路状況)	就職率および進学率から判断して概ね学習・教育の成果が認められる．なお，就職率＝就職者数／卒業生数，進学率＝進学者数／卒業生数，進路決定率＝就職率＋進学率として分析している．電気工学科と機械電子工学科では概ね100％の進路決定率となっている．他方，デザイン学科と情報工学科では進路決定率が90％を下回る年度も確認でき，進路未決定者（進路活動未実施者を含む）の個々については，その要因の分析を継続する必要がある．学科毎に進学率が大きく異なることも特徴である．	

	様式2-4_卒業(修了)進路実績表		
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている	資料7-1-3-(2)-01_学習・教育の成果(進路状況)	概ね各学科の養成しようとする人材像に適した進路先となっている。 電気工学科，機械電子工学科，情報工学科の3学科では，進路決定者の90％以上が学科のねらい通りの進路に決まっている。他方，デザイン学科では2020年度を除き進路決定者の80％以上が学科のねらい通りの進路に決まっている。ただし，2020年度に限り20％近い卒業生が学科のねらいと異なる進路を選んでおり，さらに詳しい分析が必要である。	
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	就職率・進学率ともに他高専と同等に高水準で推移しており，産業界から必要とされる人材を輩出できている。いずれの学科も専門分野を学ぶ上で基礎となる知識・技能の習得に力を入れており，専門分野だけでなく関連する多様な分野で活躍できる技術者の養成を目指している。その結果として，幅広い分野の企業からの採用や大学への進学につながっており，各学科の養成しようとする人材像に適した進路決定となっている。		

7－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

特になし			

基準 7

優れた点			
特になし			
改善を要する点			
特になし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点			
8－1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。			
観点 8－1－① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。			
【留意点】 ○ 観点 1－2－⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する。根拠理由：「自己点検書」のJABEE基準2.1【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】に「学習・教育到達目標に対するカリキュラム設計方針に従って教育課程が作成されている。」と記載される通り、カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が編成されていることが分かる。なお、本カリキュラムにおいて、プログラム修了要件を満たすことにより、学習・教育到達目標を全て達成できるように設計されている。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
（リストから選択してください）			
観点 8－1－② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。			
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
（根拠理由欄）			
JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する。根拠理由：「自己点検書」のJABEE基準2.1「カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示」に示される「学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目の流れ」から専攻科課程の教育課程が準学士課程の教育からの発展、連続性を考慮した課程となっていることが分かる。また、同基準に「本プログラムは工学（融合複合・新領域）分野であるため、専攻科では自身が準学士課程において専攻してきた分野だけでなく、他の分野を学習し、これらを複合化する必要がある」や「他分野科目を含め幅広い分野の科目を修得することがプログラム修了要件の一つとなっている」などと記載される通り、専攻科の教育課程は準学士課程の発展等を考慮した教育課程となっていることが分かる。			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			
観点 8－1－③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。			
【留意点】			
○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、 根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
(根拠理由欄)			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
■ 採用されている	資料8-1-3-(1)-01_授業形態と履修状況	専攻科の全科目の区分、担当教員、単位数、授業形態（時間数）、履修者数を取りまとめた資料で、開講科目の授業形態のバランスを明らかにしている。	

	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	「資料8-1-3-(1)-01_授業形態と履修状況」より、全科目履修時の授業形態の割合は講義50.8%、演習13.6%、実験実習35.6%であり、ほぼ講義科目と演習＋実験実習科目の割合が半々となっている。これは専攻科が掲げる「Tの字型教育」（入学までに身に着けた専門基礎に関する学修成果を縦棒とし、これに立脚する横棒を専攻科課程の「複合領域教育」としたものの）に必要な実践教育として十分な科目数を有していることが分かる。例えば、修了単位数である62単位を履修する場合の例をあげると授業形態のおおよその割合は講義42.1%、演習16.6%、実験実習41.4%となり、比較的バランスの取れた割合で修了単位数を取得できることがわかる。また、特例適用専攻科の基準も満たしていることから、授業形態のバランスは適切であると考ええる。なお、履修状況による未開講科目（いずれも講義科目）は例年2～3科目程度である。分析の結果、「科目の特性上の問題」（一定数以上が履修しないと開講できないゼミ形式の科目）と「学生の出身学科の偏りによる問題」の2つがあることが分かっているが、未開講科目は全体の約5%程度であり、授業形態のバランスには大きな影響はないものと考ええる。		
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（複数チェック■可）	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	資料8-1-3-(2)-01_学習指導上の工夫	学習指導上の工夫を取りまとめた資料。専攻科の授業において、工夫がなされた科目を同資料のようにピックアップしている。2021年度の同資料には「教材の工夫」（技術史、応用プログラミング）、「対話・討論型授業」（電力システム、専攻演習Ⅰ・Ⅱ）、「その他」（論文講読Ⅱ）の内容が記載されており、専攻科会議において情報収集・とりまとめ・情報共有を行っている。	
	資料8-1-3-(2)-02_シラバス_学習指導上の工夫	工夫があった科目のシラバス。授業概要等に工夫の内容が記載されている。	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	「資料8-1-3-(2)-01_学習指導上の工夫」に記載されている「論文講読Ⅱ」がその他の対象科目となる。工夫内容は「実践教育」である。当該科目では査読者（レビューア）としての「論文査読」と研究者としての「論文投稿」の双方を意識した実践的な訓練を実施している。		

観点 8－1－④

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

【留意点】

○

教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。

○

本評価書Ⅰ(1)4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。

関係法令

(法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

(根拠理由欄)

特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する。根拠理由：電気電子工学区分の教員11名、情報工学区分教員4名で専攻科の特別研究を実施しており、各教員の「個表」に教員の専門に合わせた研究教育手順が示されている。各教育目標と学修総まとめ科目との対応は「総表」に記載されている通りである。学生は各教員の「個表」に従って研究活動を行い、十分な研究成果をあげるとともに、毎年多くの学生が学会にも参加している。また、カリキュラム・ポリシーに記載のとおり、特例適用専攻科の指導教員だけによる"一人の教員の思想に沿った正解提示型学習"を避けるために、複数指導方式となる「主査・副査制」を設けており、上記理由から、適切に機能している。教養科目については「科目表」にも記される通り、各区分において十分な内容が担保されている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
(リストから選択してください)			

観点 8－1－⑤

成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○

本評価書Ⅰ(1)4. において、J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

満たしていると判断する

(根拠理由欄)			
JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する。根拠理由：「自己点検書」のJABEE基準2.1【カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程、科目の設計と開示】に記載のとおり、カリキュラム・ポリシーに基づいて作成される「シラバス」には、プログラムの学習・教育目標との対応が明記されており、各科目の位置付けが確認できる。また、授業概要、授業方法（学習・教育内容）、到達目標が明記されており、成績の評価方法（追試、再試を含む）には客観的な評価基準が記されている。さらに、授業計画の授業項目や学習内容についても、これらの要時間数とともに明記されている。上記の「シラバス」は、本学のWeb サイトで広く公開されるだけでなく、授業開始時に各担当教員から学生へ配布・説明される。また本カリキュラムは「シラバス」だけでなく「履修の手引き」にも記載されており、その内容について教員・学生に開示している。成績評価・単位認定については成績操行会議、修了判定会議において適切に実施されるだけでなく、学年末の専攻科会議を用いて分析・改善を行っている。また、成績評価結果に関する学生からの意見申立については準学士課程と同様に「成績等調査制度」が設けられているほか、HRで専攻科長に申請することができる。「専攻科長への申請」については専攻科ガイダンスにて学生に周知されている。			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所		
(リストから選択してください)			
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
(リストから選択してください)			
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。	◇学校として把握していることがわかる資料		
(リストから選択してください)			
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
(リストから選択してください)			

(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 (リストから選択してください)	◇認知状況がわかる資料		
(6) 定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価方法を定めているか。 (リストから選択してください)	◇定期試験以外の試験（追試、再試、追認試験等）の成績評価の規程等がわかる資料		
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 (リストから選択してください)	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（複数チェック■可） ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他(G P Aの進級判定への利用、成績分布のガイドラインの設定等)			
	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。		

観点8－1－⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

JABEE認定プログラムの認定に係る結果を利用する。根拠理由：JABEEの基準1.2【学習・教育到達目標の設定と公開・周知】に記されているJABEE認定プログラムの学習・教育目標である(A)、(B)、(C)、(D)はそれぞれ専攻科の学習・教育目標のAC-4（人間性）、AC-1（基礎力）、AC-3と5（それぞれコミュニケーション力、国際性）、AC-2（専門力）に対応しており、これら学習・教育目標に対して修了認定が適切に策定され、また実施されている。ディプロマ・ポリシーはHPに掲載されており、「生産システム工学教育プログラムの修了要件」が書かれた「履修の手引き」も学生に配布されている。修了認定については修了判定会議において適切に実施されるだけでなく、学年末の専攻科会議を用いて分析・改善を行っている。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
（リストから選択してください）			
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。	◇定めている該当規程や修了認定基準		
（リストから選択してください）			
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。	◇関係する委員会等の会議資料		
（リストから選択してください）			

(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。） がわかる資料		
(リストから選択してください)			
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
(リストから選択してください)			
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。			
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。			
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
■ なっている	資料8-2-1-(1)-01_専攻科入学者選抜規程	専攻科入学者の選抜の手続き及び選考基準についての規程。学力については学力試験を実施し、アドミッション・ポリシーに書かれた学力以外の資質については面接試験で判定を行っている。本学卒業者を対象に行われる学力試験免除の選抜方法では、推薦書、調査書を基に準学士課程の成績で学力を判定し、学力以外の資質については面接試験で判定を行っている。これらの選考は入学者判定会議（学校運営会議）において行い、合格者を決定している。	

資料8-2-1-(1)-02_専攻科入学者選抜事前審査規程	専攻科入学者の選抜における事前審査に関する規程。サレジオ高専の準学士課程における「生産システム工学」教育プログラムの必要単位を履修していないもの（本学以外の卒業生）を対象としたものであり、同事前審査により、修得している単位の単位振り替えを実施する。	
資料8-2-1-(1)-03_専攻科学生募集概要	2021年度に公開した内部進学学生用の募集概要。実際の試験においても学力以外の資質を判定するための面接試験を実施していることが分かる。	
資料8-2-1-(1)-04_専攻科学生募集要項	2021年度に公開した外部進学学生も含めた全体の募集要項。「生産システム工学」教育プログラムの必要単位を履修していない学生においては単位振り替えが可能かどうかを事前診断で判定している。	
資料8-2-1-(1)-05_専攻科入試に関する受け入れ方法(非公表)	推薦入試の審査基準や学力入試の選考基準などについて明記されている資料。推薦入試Ⅰについては内申点と面接点を用いて判定を行っている。学力入試Ⅰ・Ⅱにおいては英語、数学、小論文の試験結果と面接点を基に判定を行っている（学力試験における面接試験の審査基準は推薦入試と同じである）。その詳細な審査基準並びに面接試験の質問事項などは同資料に明記されている。このような入学者選抜方法は専攻科会議で検討され、学校長の承認を経て入学者選抜に用いられる。専攻科会議では、実施された入学者選抜の結果（基礎学力、主体性、論理的思考、技術者としての姿勢、コミュニケーション能力に対する総合的な評価）を整理し、それを基に入学者判定会議（学校運営会議）において学校長が合格者を決定している。	
資料8-2-1-(1)-06_専攻科会議規程	専攻科会議の規程。同規定に記される組織を配置し、専攻科に関し、種々な事項について審議を行っている。	
資料8-2-1-(1)-07_第06回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第06回専攻科会議の議事録。推薦入試Ⅰの判定会議を実施している。2021年度の推薦入試Ⅰの合格者は10名であった。	
資料8-2-1-(1)-08_第08回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第08回専攻科会議の議事録。学力入試Ⅰの判定会議を実施している。2021年度の学力入試Ⅰの合格者は0名であった。	
資料8-2-1-(1)-09_第12回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第12回専攻科会議の議事録。学力入試Ⅱの判定会議を実施している。2021年度の学力入試Ⅱの合格者は0名であり、推薦Ⅱについては希望者がいなかったため、未実施とした。	
資料8-2-1-(1)-10_推薦入試合否判定資料(2021年度)(非公表)	2021年度推薦入試Ⅰの合否判定の際に使用した資料（数値データ等は削除済み）。同資料の合計点を基に、専攻科会議において合否判定の検討を行っている。	
資料8-2-1-(1)-11_学力入試合否判定資料(2021年度)(非公表)	2021年度学力入試Ⅰの合否判定の際に使用した資料（数値データ等は削除済み）。同資料の合計点を基に、専攻科会議において合否判定の検討を行っている。	

観点 8－2－② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】

なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■

 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料		
	資料8-2-1-(1)-06_専攻科会議規程	専攻科会議の規程。同規定に記される組織を配置し、専攻科に関し、種々な事項について審議を行っている。検証・改善の体制として、専攻科担当教員をメンバーとする専攻科会議を用いている。	再掲
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料8-2-2-(1)-01_アドミッション・ポリシーに関する自己点検方法	アドミッション・ポリシーに関する自己点検方法（専攻科会議資料）。同資料に沿って確認・分析・改善を実施している。まず、中間発表・ポスター発表を実施した1年生を対象に専攻科長面談や指導教員の評価をまとめた「専攻科科長面談資料」を作成する。11月の専攻科会議ではアドミッション・ポリシーに沿った適切な入学者選抜が行われているかなどを確認し、2月に開催される専攻科会議では作成した「専攻科科長面談資料」を用いてアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかどうか等の検証を行い、必要があれば入学者選抜（推薦入試の面接質問事項、学力入試の問題レベルや採点基準等）の改善を行うことにしている。	
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■ 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-09_第12回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第12回専攻科会議の議事録（アドミッション・ポリシーについては本来11月に実施予定であったが2021年度は1月に実施した）。「分析チェックリスト_APに関する項目」を用いてアドミッション・ポリシーに沿った適切な入学者選抜試験が行われているかの確認や適切な受け入れが行われているかを確認するための依頼が行われていることが分かる。	再掲
	資料8-2-2-(2)-02_第14回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第14回専攻科会議の議事録。同議事録より「専攻科科長面談資料」、「中間発表の結果」、「ポスター発表採点結果」並びに「分析チェックリスト_APに関する項目」を基にアドミッション・ポリシーに沿った適切な受け入れができているかの確認が行われていることが分かる。	
	資料8-2-2-(2)-03_専攻科科長面談資料(非公表)	アドミッション・ポリシーに関する学生の個人情報（面談による評価等）が記載されている資料。同資料を基にアドミッション・ポリシーに沿った適切な受け入れができているかの分析を行っている。	
	資料8-2-2-(2)-04_分析チェックリスト_APに関する項目	アドミッション・ポリシーに関する要分析・確認項目をリスト化した資料（専攻科会議資料）。11月（2021年度は1月に実施）と2月に行われる専攻科会議において使用し、アドミッション・ポリシーに関する項目が達成されているかを分析するとともに検証結果を入学者選抜の改善に役立てている。同資料より、2021年度は一部足りない部分を有する学生を受け入れていることが明らかとなっており、同問題について検討がなされていることが分かる。	

(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■ 改善に役立てている			
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。		
	資料8-2-2-(2)-02_第14回専攻科会議議事録（2021年度）より、資料8-2-2-(2)-03_専攻科科长面談資料（非公表）及び資料8-2-2-(2)-04_分析チェックリスト_APに関する項目等を用いてアドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れているかどうかを検証するとともに、必要に応じて入学者選抜方法等（推薦入試の面接質問事項、学力入試の問題レベルや採点基準等）について検討を行っていることが分かる。2021年度についてはアドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れは概ねできていることが分かる。一部足りない部分を有する学生を受け入れている状況については次年度以降、面接試験の「専攻科修了後の進路」に関する質問を強化することに決定するなど、入学者選抜方法の改善に役立てていることが分かる。		
観点８－２－③ 実入学人数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学人数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規程の所掌において定員と実入学人数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料2-1-1-(1)-01_学則	学則。第8章専攻科 第39条。専攻科の入学定員（14名）について記されている。	再掲
	資料8-2-1-(1)-03_専攻科学生募集概要	2021年度に公開した内部進学学生用の募集概要。同資料にも定員が記載されている。	再掲
	資料8-2-1-(1)-04_専攻科学生募集要項	2021年度に公開した外部進学学生も含めた全体の募集要項。外部進学学生も含めた募集要項においても定員が記載されている。	再掲
	資料8-2-1-(1)-05_専攻科入試に関する受け入れ方法(非公表)	推薦入試の審査基準や学力入試の選考基準などについて明記されている資料。同資料には定員：14名の他、許容人数（20名+α）が示されており、この人数を超える受け入れは行わないこととしている。	再掲
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学人数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-06_専攻科会議規程	専攻科会議の規程。同規定に記される組織を配置し、専攻科に関し、種々な事項について審議を行っている。	再掲
	資料8-2-2-(1)-01_アドミッション・ポリシーに関する自己点検方法	アドミッション・ポリシーに関する自己点検方法（専攻科会議資料）。同資料に沿って確認・分析・改善を実施する。同資料より、2月に開催される専攻科会議では入学定員に対する実入学人数が適正であるか等の検証を行い、必要があれば教育環境等の改善を行うことになっていることが分かる。	再掲

(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■ 適正である	◇【様式 2－2】平均入学定員充足率計算表		
	様式2-2_平均入学定員充足率計算表	2021年度（コロナ禍で例年とは異なる受験者数であった）が大幅に超過しているがそれ以外は定員程度を維持しており、適正であると考える。	再掲
	資料8-2-2-(2)-02_第14回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第14回専攻科会議の議事録。同議事録より、専攻科会議において「過去5年間の入学者数推移」を分析し、入学定員に対する実入学者数が適正であるかを「分析チェックリスト_APに関する項目」を用いて確認していることが分かる。また、大幅に超過もしくは不足している状況にあった場合、改善方法について検討するとともに、受け入れ状況に応じた教育環境等の改善を行い、教育等に支障が生じないように対策をとっていることが分かる。	再掲
	資料8-2-3-(3)-01_過去5年間の入学者数推移	2017年度から2022年度までの入学者数の推移を表した資料。同資料より、2017年度12名、2018年度10名、2019年度11名、2020年度15名、2021年度21名、2022年度10名となっていることが分かる。2021年度（コロナ禍で例年とは異なる受験者数であった）は定員を超過しているが許容人数以内となっており、それ以外の年度については定員程度であることが分かる。	
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ■ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。		
	該当なし		
8－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点			
8－3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。			
観点 8－3－① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（修了時の G P A 値等。）や修業年限内修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-06_専攻科会議規程	専攻科会議の規程。同規定に記される組織を配置し、専攻科に関し、種々な事項について審議を行っている。	再掲
	資料8-3-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシーに関する自己点検方法	ディプロマ・ポリシーに関する自己点検方法（専攻科会議資料）。同資料に沿って確認・分析・改善を実施する。同資料より、修了認定会議の適切性の確認や各種資料からディプロマ・ポリシーに沿った成果が見られるかを分析することになっており、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制が整備されていることが分かる。	
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-01_修了判定会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度の専攻科修了判定会議の議事録。同議事録より、修了判定会議において、「分析チェックリスト_DPに関する項目」を用いて修了判定が適切に実施されているか確認していることが分かる。	
	資料8-3-1-(2)-02_修了判定会議成績資料(非公表)	2021年度専攻科学生（2年生）の成績一覧表。同資料を基に修了判定会議において、修了認定を行っている。同資料により学生の学習・教育の成果を把握・評価することができる。	
	資料8-3-1-(2)-03_学習総まとめ科目の成績評価の結果(非公表)	特例適用専攻科の学修総まとめ科目の最終成績および指導教員の寸評。各教育目標に対する数値的な評価として「研究時間」が設けられており、その詳細は寸評に記載されており、学生の教育・研究の成果を把握・評価することができる。	
	資料8-3-1-(2)-04_第15回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第15回専攻科会議の議事録。同議事録より、学年末の専攻科会議において、学生の「成績資料」、「寸評」（特例適用専攻科）、「学習・教育・研究の成果」、「達成度チェックシート」等を用いてディプロマ・ポリシーに沿った成果がみられるかを「分析チェックリスト_DPに関する項目」を用いて分析し、まとめたものを教育運営会議（EMC）へ報告していることが分かる。	
	資料8-3-1-(2)-05_分析チェックリスト_DPに関する項目	ディプロマ・ポリシーに関する要分析・確認項目をリスト化した資料（専攻科会議資料）。修了判定会議、学年末における専攻科会議等において使用し、ディプロマ・ポリシーに関する項目が達成されているかを分析している。同資料のチェック欄は空欄(□)になっており、分析・確認を行った際にチェック(☑)を入れることとしている。専攻科の各科目はディプロマ・ポリシーの5項目に関連付けられており、同資料のチェック項目に照らしながら分析・確認作業を行っている。同資料（チェック済み）より、成績評価・修了認定の結果から学生の学習・教育・研究の成果を把握・評価していることが分かる。	

(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(3)-01_学習・教育・研究の成果	2017年度から2022年度の専攻科課程入学者数、修了者数、学位取得率などを取りまとめた資料。同資料より、学位取得率は100％で推移しており、十分な学習・教育・研究の成果が認められると考える。また、入学者数に対する修了率についてはが100％未満となっている年度があるが、これは学生の不登校や退学が原因となっているため、専攻科科长面談を新たに実施するなど別途対策を行っている。	
	資料8-3-1-(3)-02_過去5年間の研究業績調査(専攻科生)	2017年度から2021年度までの専攻科学生の研究業績を取りまとめた資料。同資料より、学生の修了要件に学外発表は含まれないが、大学コンソーシアム八王子学生発表会や国内学会の発表件数比較的多く、9割近い学生が学会発表を行い修了している。また、国際会議や査読付き論文の件数がコンスタントにあること、受賞件数も増えていることなどから、ディプロマ・ポリシーに掲げている5項目「基礎力」、「専門力」、「コミュニケーション力」、「人間性」並びに「国際性」の養成を含め、学生の研究活動に関する指導はうまくいっているものとする。以上より、学習・教育・研究の成果が認められる。	
	資料8-3-1-(3)-03_達成度チェックシート(非公表)	学生の全成績、JABEE認定プログラムの学習・教育目標に対するスコア、各科目に対する自己達成度評価値や学生本人と指導教員のコメントなどをまとめた分析シートであり、指導教員のコメントを除き全て学生自身が入力することになっている。成績が確定すると学生は自身の「達成度チェックシート」に成績を入力し、自己達成度評価値を入力しながら、振り返りと自己点検を行う。その結果を学生コメントに入力し、これを元に研究指導教員との面談を実施している。面談後は指導教員のコメント欄に教員がアドバイス等を入力し、「達成度チェックシート」が完成する。専攻科会議では同資料を基に、成績だけでなく、学生の自己評価も把握することになっている。	
	資料8-3-1-(3)-04_専攻科の学習・教育目標対応表	JABEE認定プログラムの学習・教育目標と専攻科の学習・教育目標の対応表。学生の自己点検となる「達成度チェックシート」はJABEE認定プログラムの学習・教育目標に対して学生が自己チェックをしたものとなるが、同資料を用いることにより、専攻科の学習・教育目標（ディプロマ・ポリシー）に対する自己点検にも用いることができる。	

		◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。	
		資料8-3-1-(2)-04_第15回専攻科会議議事録（2021年度）より、修了判定会議が適切に行われたこと、成績資料や寸評（特例適用専攻科）などにより、学習・教育・研究の成果が認められることを確認している。また、資料8-3-1-(3)-01_学習・教育・研究の成果より、修了生の学位取得率は100％であることが分かる。資料8-3-1-(3)-02_過去5年間の研究業績調査（専攻科生）より、多くの学生が十分な研究成果を得て国内外の学会において発表しているだけでなく、受賞や査読論文の投稿など、十分な研究活動ができていることが分かる。また、資料8-3-1-(3)-03_達成度チェックシート（非公表）にはJABEE認定プログラムの学習・教育目標（対応表により本校のディプロマ・ポリシーとの対応が可能）に対するスコアが表記されるようになっており、いずれの学生も70点を超えるスコアを得ていることから、ディプロマ・ポリシー全体に対して、十分な学習・教育・研究の成果が認められると分析できる。	
観点 8－3－② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 8－3－①同じ体制で実施されている場合には観点 8－3－①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1－1－③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-2-1-(1)-06_専攻科会議規程	専攻科会議の規程。同規定に記される組織を配置し、専攻科に関し、種々な事項について審議を行っている。	再掲
	資料8-3-1-(1)-01_ディプロマ・ポリシーに関する自己点検方法	ディプロマ・ポリシーに関する自己点検方法（専攻科会議資料）。同資料に沿って確認・分析・改善を実施する。同資料より、学年末の専攻科会議において、意見聴取の結果（「達成度チェックシート（学生）」、「キャリアアンケート（修了生、進路先関係者）」）を基に学習・教育・研究の成果を把握・評価を行うことになっており、これらの把握・評価のための体制が整備されていることが分かる。	再掲

(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料8-3-1-(2)-04_第15回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第15回専攻科会議の議事録。同議事録より、「達成度チェックシート」（修了時の学生の意見聴取として学生コメントが記載されている）を用いてディプロマ・ポリシーに沿った成果が見られるかを分析していることが分かる。	再掲
	資料8-3-1-(3)-03_達成度チェックシート(非公表)	学生の全成績、JABEE認定プログラムの学習・教育目標に対するスコア、各科目に対する自己達成度評価値や学生本人と指導教員のコメントなどをまとめた分析シートであり、指導教員のコメントを除き全て学生自身が入力することになっている。成績が確定すると学生は自身の「達成度チェックシート」に成績を入力し、自己達成度評価値を入力しながら、振り返りと自己点検を行う。その結果を学生コメントに入力し、これを元に研究指導教員との面談を実施している。面談後は指導教員のコメント欄に教員がアドバイス等を入力し、「達成度チェックシート」が完成する。専攻科会議では同資料を基に、成績だけでなく、学生の自己評価も把握することになっている。	再掲
	資料8-3-1-(3)-04_専攻科の学習・教育目標対応表	JABEE認定プログラムの学習・教育目標と専攻科の学習・教育目標の対応表。学生の自己点検となる「達成度チェックシート」はJABEE認定プログラムの学習・教育目標に対して学生が自己チェックをしたものとなるが、同資料を用いることにより、専攻科の学習・教育目標（ディプロマ・ポリシー）に対する自己点検にも用いることができる。	再掲
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(2)-04_第15回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第15回専攻科会議の議事録。学年末の専攻科会議において、キャリアアンケート_修了生を用いた分析・評価を行うことになっているが、2021年度は集計が間に合わなかったため、後日メール審議を行うこととした。	再掲
	資料8-3-2-(3)-01_キャリアアンケート_修了生	2021年度に実施した修了生を対象としたディプロマ・ポリシー（DP）に関するアンケート調査の結果。「DPの各項目が身についたか」、「専攻科の教育の満足度」、「進路先の満足度」について修了生に回答をしてもらっており、学習・教育の成果の把握・評価に用いることができる。	
	資料8-3-2-(3)-02_第5回専攻科会議議事録(2022年度)(非公表)	2022年度第5回の専攻科会議の議事録。「キャリアアンケート_修了生」の結果を用いて学習・教育・研究の成果の把握・評価について分析を行っている。	

(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(2)-04_第15回専攻科会議議事録(2021年度)(非公表)	2021年度第15回専攻科会議の議事録。学年末の専攻科会議において、キャリアアンケート_進路先関係者を用いた分析・評価を行うことになっているが、2021年度は集計が間に合わなかったため、後日メール審議を行うこととした。	再掲
	資料8-3-2-(4)-01_キャリアアンケート_進路先関係者	2021年度に実施した進路先関係者（企業）を対象としたディプロマ・ポリシー（DP）に関するアンケート調査の結果。「回答企業の業種」、「修了生の勤務状態」、「入社後の定着率」、「入社後の人事・給与・昇給システム」、「技術者として必要な能力・資質（DP）の重要性」、「修了生の採用時の能力（DP）」について進路先関係者に回答をしてもらっており、学習・教育の成果の把握・評価に用いることができる。	
	資料8-3-2-(3)-02_第5回専攻科会議議事録(2022年度)(非公表)	2022年度第5回の専攻科会議の議事録。「キャリアアンケート_進路先関係者」の結果を用いて学習・教育・研究の成果の把握・評価について分析を行っている。	再掲
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる			
	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	「資料8-3-1-(2)-04_第15回専攻科会議議事録(非公表)」より、「資料8-3-1-(3)-03_達成度チェックシート(非公表)」を用いてディプロマ・ポリシーに沿った成果が見られるかを分析しており、2021年度は教員の評価と学生の達成度に相関性があることから、学生の自己評価においても学習・教育の成果が認められることを確認している。また、「資料8-3-2-(3)-02_第5回専攻科会議議事録(非公表)」より、「資料8-3-2-(3)-01_キャリアアンケート_修了生」、「資料8-3-2-(4)-01_キャリアアンケート_進路先関係者」の結果を用いて学習・教育・研究の成果の把握・評価について分析していることが分かる。「資料8-3-2-(3)-01_キャリアアンケート_修了生」の結果から、ディプロマ・ポリシー（DP）全体に対し、「身に付いた」と回答している割合が90％以上となっており、学生自身が本校の教育の成果として5つのDPをまんべんなく達成できたという実感をもって修了したことが伺える。「資料8-3-2-(4)-01_キャリアアンケート_進路先関係者」については回答数が4件と少ないものの、修了生の勤務状態について全ての業種から「大いに満足」あるいは「満足」との回答を得られている。また技術者として必要な能力・資質の重要性（DP）に関しては、DP5項目において、いずれも重要度が高いこと、専攻科修了生の採用時の能力については全体的にポジティブな回答が得られていることから、全体的に企業が望む人材を育成できており、学習・教育・研究の成果が認められることがわかった。		

観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	◇【様式 2－4】修了者進路実績表		
	様式2-4_卒業(修了)進路実績表	修了者の就職・進学率は100%を推移しており、学習・教育・研究の成果が認められると考える。	再掲
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。	資料8-3-3-(2)-01_学生進路先一覧表	2021年度修了生の進路先一覧表。	
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	様式2-4_卒業（修了）者進路実績表、資料8-3-3-(2)-01_学生進路先一覧表より、2021年度の進学率並びに就職率は何れも100%である。進学においては学生の専門分野をさらに向上させることができる大学院が選ばれていることや、就職においては業種・職種が学生の専門を生かせる分野であることから、育成しようとする人材像にかなった成果が得られていることが分かる。		
観点 8－3－④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1)過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-1-(3)-01_学習・教育・研究の成果	2017年度から2022年度の専攻科課程入学者数、修了者数、学位取得率などを取りまとめた資料。若干の退学者を出しているものの、学習・教育・研究については適切な指導が行われており、修了学生に対する学位取得率は100%となっていることから、ディプロマ・ポリシーに従った成果が認められると考える。	再掲

8－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
専攻科学生の研究活動において、国内学会だけでなく、国際会議においても発表賞や論文賞を受賞する学生が現れたり、査読付き論文の投稿・受理件数が増えるなど顕著な成果が見られる。			
	資料8-3-1-(3)-02_過去5年間の研究業績調査(専攻科生)	2017年度から2021年度までの専攻科学生の研究業績を取りまとめた資料。	再掲

基準 8

優れた点			
学生の全成績、各目標に対するスコア、学生自身の達成度などが記載される「達成度チェックシート」を用いた学生の自己点検とそれを基に行っている指導教員との面談（ディスカッション）は学生が目標とする技術者像へ近づくための方法として有用であると考えます。「達成度チェックシート」にはディプロマ・ポリシーの5項目に対応するスコアが自動的に算出されるため、どの点が足りていないのか、どの点が十分であるかなどを学生自身だけでなく関係教員も知ることができる。本校では、「達成度チェックシート」を専攻科会議において情報共有し、より良い学習・教育・研究の指導に役立てている。その効果は学習・教育・研究の成果や修了生のアンケート結果などにも表れており、特に専攻科学生の研究活動において、国内学会だけでなく、国際会議においても発表賞や論文賞を受賞する学生が現れたり、査読付き論文の投稿・受理件数が増えるなど顕著な成果が見られる。			
	資料8-3-1-(3)-03_達成度チェックシート(非公表)	学生の全成績、JABEE認定プログラムの学習・教育目標に対するスコア、各科目に対する自己達成度評価値や学生本人と指導教員のコメントなどをまとめた分析シート。	再掲
	資料8-3-1-(3)-04_専攻科の学習・教育目標対応表	JABEE認定プログラムの学習・教育目標と専攻科の学習・教育目標の対応表。	再掲
	資料8-3-1-(3)-02_過去5年間の研究業績調査(専攻科生)	2017年度から2021年度までの専攻科学生の研究業績を取りまとめた資料。	再掲
改善を要する点			
該当なし			